

令和4年1月調査

# 裁判員制度の運用に関する意識調査

令和4年3月

最高裁判所

# 目 次

本報告書を読む際の注意	3
I 調査の概要	4
II 調査結果の概要	5
1 裁判員制度の周知状況	5
(a) 裁判員制度の実施について	5
(b) 裁判員制度の内容	5
(c) 裁判員に選ばれる可能性	5
2 裁判員裁判に関する客観的事実や実情の周知状況	6
3 裁判員制度の周知媒体	7
4 裁判や司法への関心度	8
5 現在実施されている裁判員制度の印象	9
(a) 裁判が公正中立なものになっている	10
(b) 裁判が信頼できるものになっている	11
(c) 裁判所や司法が身近になっている	12
(d) 裁判の結果（判断）が納得できるものになっている	13
(e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなっている	14
(f) 事件の真相が解明されている	15
(g) 裁判の手續や内容がわかりやすくなっている	16
(h) 裁判が迅速になっている	17
(i) 国民の関心が増して自分の問題として考えるようになっている	18
6 裁判員制度についてQ5の印象を持つことになった原因	19
7 裁判員裁判に期待すること	21
(a) 裁判がより公正中立なものになる	22
(b) 裁判がより信頼できるものになる	23
(c) 裁判所や司法がより身近になる	24
(d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになる	25
(e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚がより反映されやすくなる	26
(f) 事件の真相がより解明される	27
(g) 裁判の手續や内容がよりわかりやすくなる	28
(h) 裁判がより迅速になる	29
(i) 国民の関心がより増して自分の問題として考えるようになる	30

8	裁判員裁判に参加する場合の心配や支障となるもの	3 1
9-1	裁判員裁判の傾向について（執行猶予付判決における保護観察の割合）	3 4
9-2	裁判員裁判の傾向について（量刑傾向の変化）	3 6
10	裁判員裁判に参加したいか	3 8
11	裁判員制度への参加意欲を高めるために必要な情報	3 9
12	刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか	4 1
13	現在実施の印象・実施への期待の比較	4 2
14	【性別】【年齢別】【職業別】の経年変化（Q10）	4 6
15	集計結果表（Q1、Q2、Q3）	5 1
Ⅲ	調査票（付：今回調査単純集計結果）	5 4
	標本抽出方法	6 2

[本報告書を読む際の注意]

- 1 nは質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。
- 2 質問の種類を示す記号は次のとおりである。

M. A. : 1回答者が2以上の回答をすることができる質問 (Multiple Answer の略)。  
このとき回答計およびM. T. (Multiple Total の略) は回答数の合計を回答者数 (n) で割った比率であり、通常その値は100%を超える。

【回答票】: 回答の選択肢を列記した「回答票」を示して、その中から回答を選ばせる質問
- 3 数値結果 (%) は表章単位未満を四捨五入してあるので、内訳の合計が計に一致しないこともある。
- 4 統計表等に用いた符号は以下のとおりである。

0.0 : 表章単位に満たないが、回答者がいるもの  
— : 回答者がいないもの (グラフ中の記載は略)
- 5 職業別の分析で、「その他」は回答者が少なく誤差が大きいため、分析の対象としていない。
- 6 小計の値は、各選択肢の表章されたものを合算しているもので、回答数を合算したものから算出した場合と一致しないことがある。

# I 調査の概要

## 1 調査目的

裁判員制度に対する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。

## 2 調査項目

- (1) 裁判員制度の周知状況
- (2) 裁判員裁判に関する客観的事実や実情の周知状況
- (3) 裁判員制度の周知媒体
- (4) 裁判や司法への関心度
- (5) 現在実施されている裁判員制度の印象
- (6) 裁判員制度についての印象を持つことになった原因
- (7) 裁判員裁判に期待すること
- (8) 裁判に参加する場合の心配や支障となるもの
- (9-1) 裁判員裁判の傾向について（執行猶予付判決における保護観察の割合）
- (9-2) 裁判員裁判の傾向について（量刑傾向の変化）
- (10) 裁判員裁判に参加したいか
- (11) 裁判員制度への参加意欲を高めるために必要な情報
- (12) 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか

## 3 調査対象

- (1) 母集団：全国18歳以上の者

※法律の改正により、令和5年1月以降は、「18歳以上」の方の中から裁判員が選ばれることになるため、今回調査から「全国20歳以上」を「全国18歳以上」に変更した。

- (2) 回収数：2,000人
- (3) 抽出方法：層化2段無作為抽出法

## 4 調査時期

令和4年1月8日（土）～2月5日（土）

## 5 調査方法

調査員による個別面接聴取

## 6 調査実施機関

株式会社 日本リサーチセンター

## 7 性・年齢別回収数

	男性	女性	合計
18・19歳	22 (1.1%)	20 (1.0%)	42 (2.1%)
20～29歳	115 (5.8%)	111 (5.6%)	226 (11.3%)
30～39歳	134 (6.7%)	128 (6.4%)	262 (13.1%)
40～49歳	175 (8.8%)	168 (8.4%)	343 (17.2%)
50～59歳	158 (7.9%)	155 (7.8%)	313 (15.7%)
60～69歳	143 (7.2%)	148 (7.4%)	291 (14.6%)
70歳以上	220 (11.0%)	303 (15.2%)	523 (26.2%)
計	967 (48.3%)	1,033 (51.7%)	2,000 (100.0%)

## Ⅱ 調査結果の概要

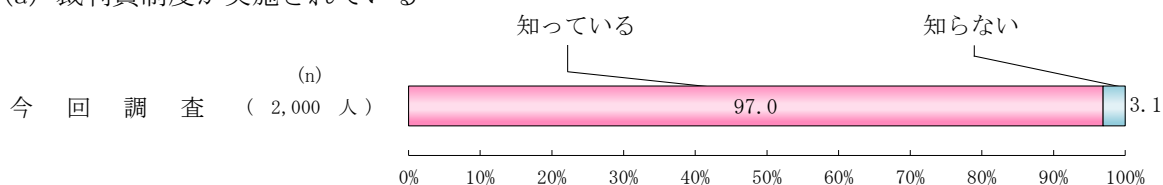
### 1 裁判員制度の周知状況

(a) 裁判員制度の実施について

Q1 あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。

※項目ごとに「知っている、知らない」の2つから回答を選択してください。

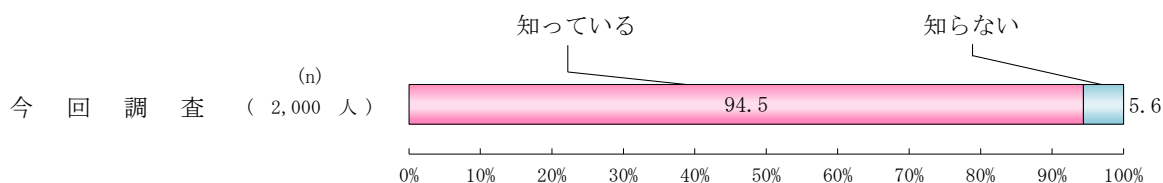
(a) 裁判員制度が実施されている



裁判員制度が実施されていることを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者が97.0%、「知らない」は3.1%となっている。

(b) 裁判員制度の内容

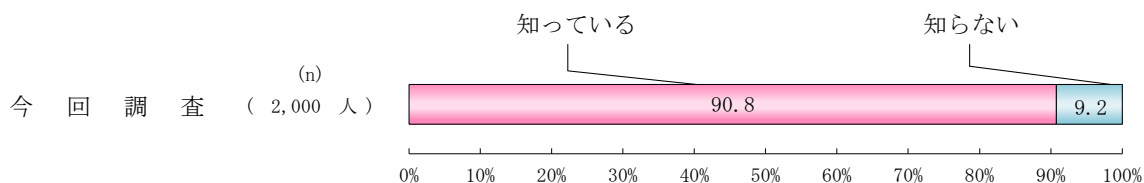
(b) 裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度である



裁判官と一緒に有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度であることを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者が94.5%、「知らない」は5.6%となっている。

(c) 裁判員に選ばれる可能性

(c) 20歳以上で選挙権のある人（有権者）であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある



20歳以上の有権者であれば、原則として誰でも選ばれる可能性があることを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者が90.8%、「知らない」は9.2%となっている。

※法律の改正により、令和5年1月以降は「18歳以上」の方の中から裁判員が選ばれることになる。

※調査年度別及び【性別】【年齢別】【職業別】の数値は51頁を参照。

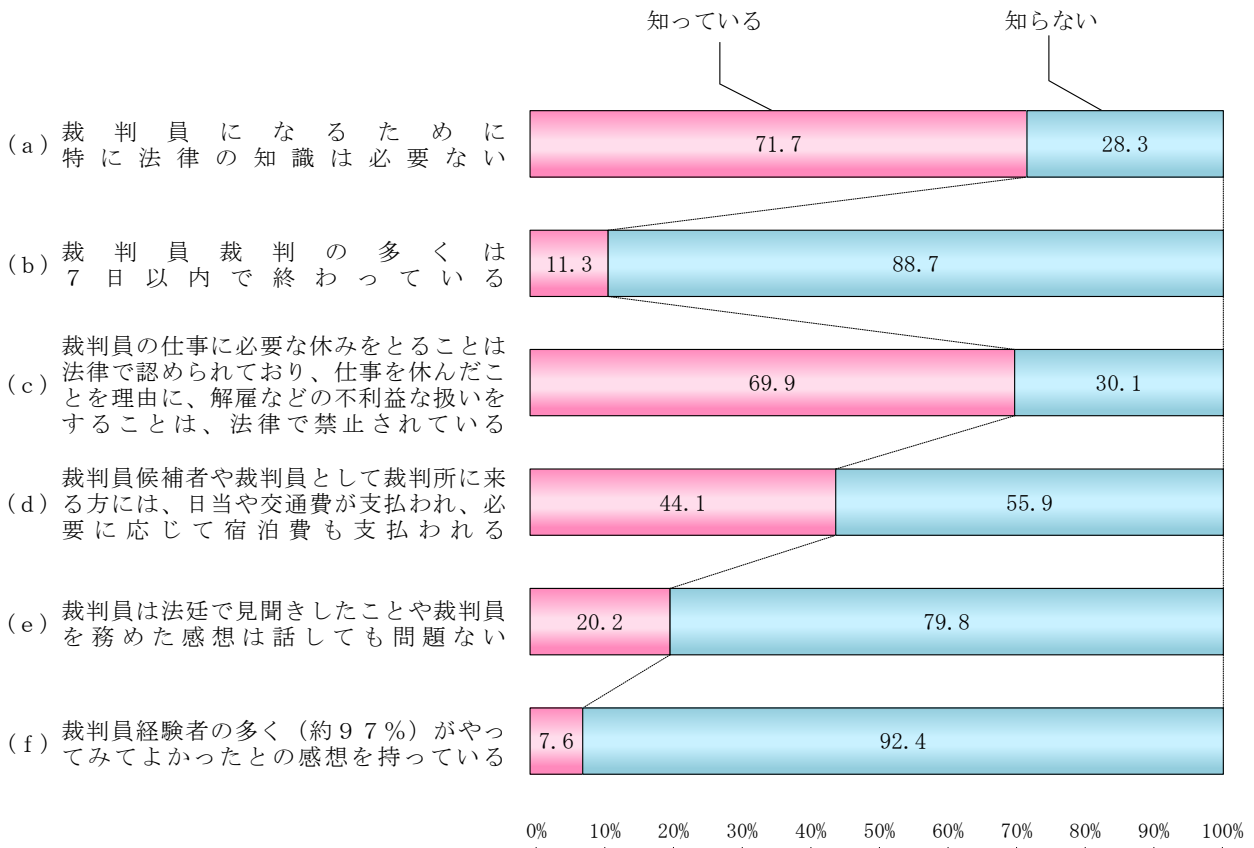
## 2 裁判員裁判に関する客観的事実や実情の周知状況

【Q1でひとつでも「1知っている」と回答した人にQ2～Q9（小問2）を聞く】

Q2 以下の(a)から(f)は、裁判員裁判に関する客観的事実や実情を記載したものです。

これらにつき、具体的にご存知の事柄についてお伺いします。

※項目ごとに「1知っている、2知らない」の2つから回答を選択してください。



裁判員制度を知っている人に、裁判員裁判に関する客観的事実や実情について聞いた。

『裁判員になるために特に法律の知識は必要ない』は、「知っている」と答えた者が71.7%、「知らない」は28.3%となっている。

『裁判員裁判の多くは7日以内で終わっている』は、「知っている」と答えた者が11.3%、「知らない」は88.7%となっている。

『裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められており、仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは、法律で禁止されている』は、「知っている」と答えた者が69.9%、「知らない」は30.1%となっている。

『裁判員候補者や裁判員として裁判所に来る方には、日当や交通費が支払われ、必要に応じて宿泊費も支払われる』は、「知っている」と答えた者が44.1%、「知らない」は55.9%となっている。

『裁判員は法廷で見聞きしたことや裁判員を務めた感想は話しても問題ない』は、「知っている」と答えた者が20.2%、「知らない」は79.8%となっている。

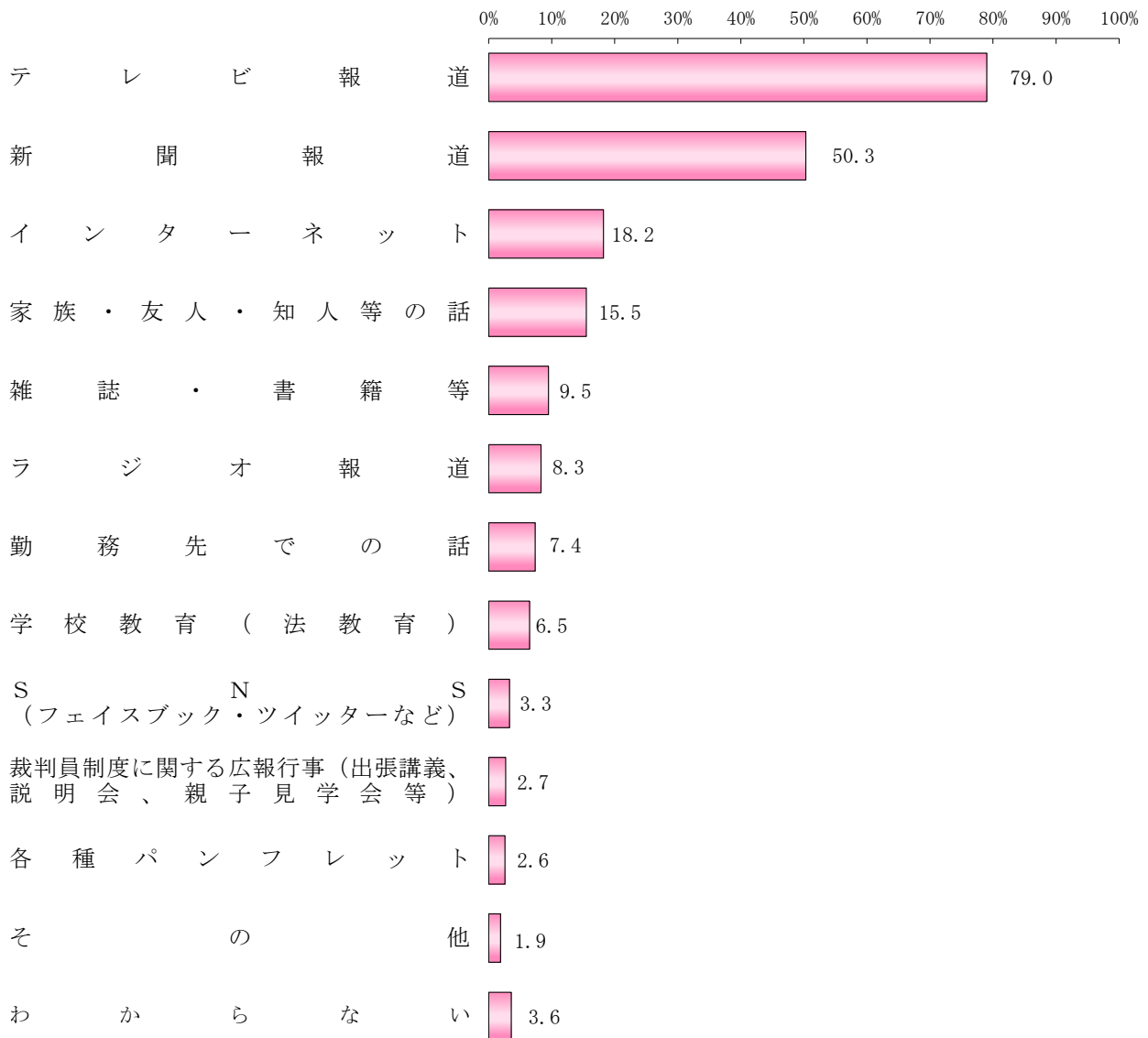
『裁判員経験者の多く（約97%）がやってみてよかったとの感想を持っている』は、「知っている」と答えた者が7.6%、「知らない」は92.4%となっている。

※調査年度別及び【性別】【年齢別】【職業別】の数値は52頁を参照。

### 3 裁判員制度の周知媒体

Q3 では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。

当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)



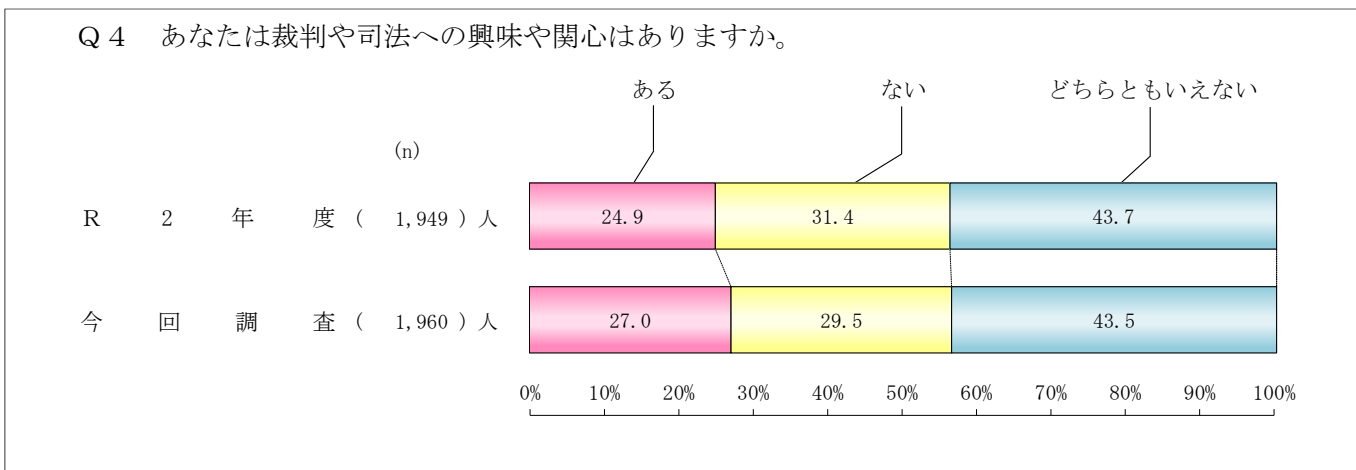
(n=1,960人、M.T. = 205.3%)

裁判員制度を知っている人に、何から知ったかを聞いたところ、「テレビ報道」をあげた者の割合が79.0%と最も高く、以下、「新聞報道」(50.3%)、「インターネット」(18.2%)、「家族・友人・知人等の話」(15.5%)、「雑誌・書籍等」(9.5%)などとなっている。

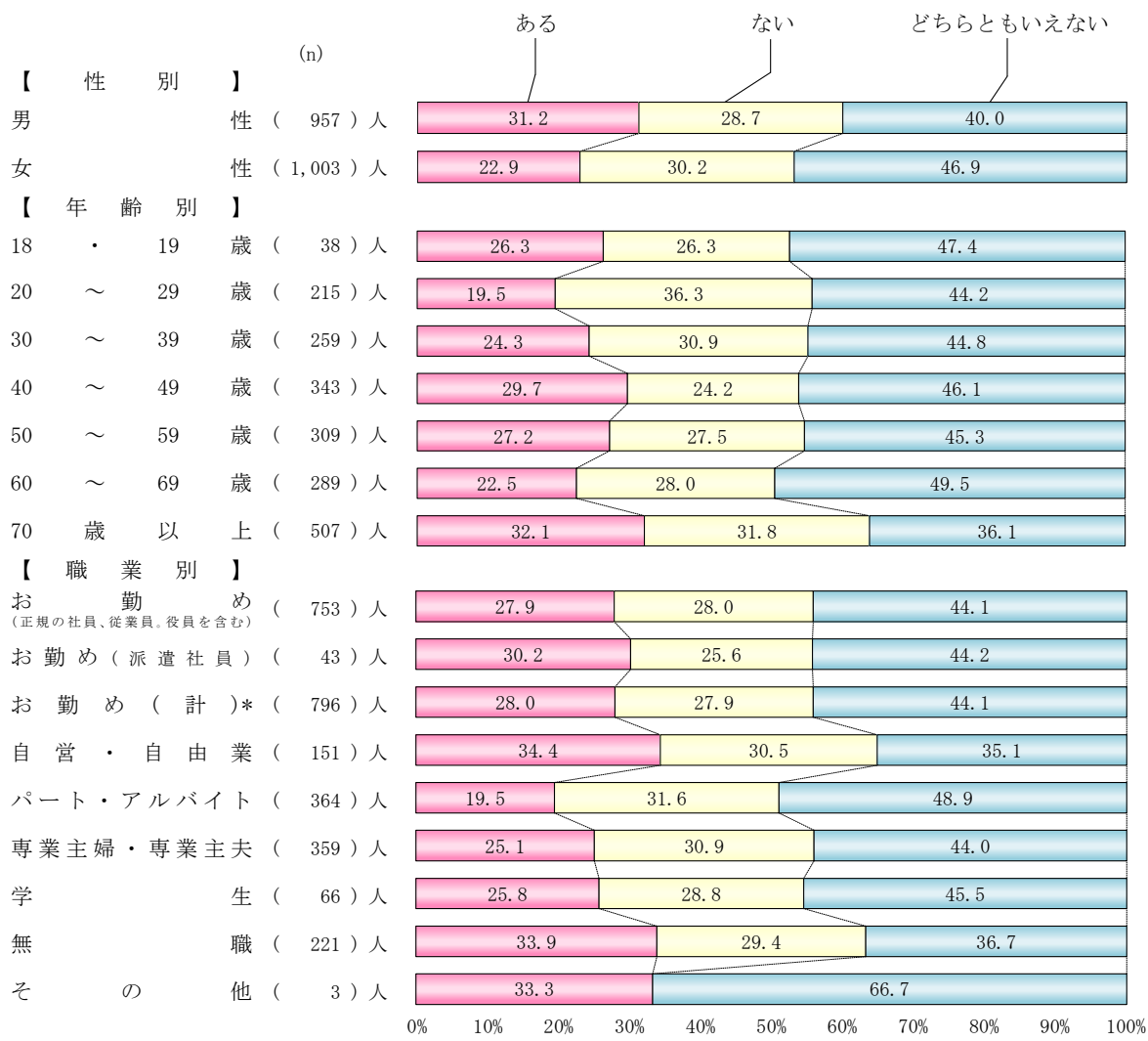
※調査年度別及び【性別】【年齢別】【職業別】の数値は53頁を参照。



## 4 裁判や司法への関心度



裁判や司法への興味や関心について聞いたところ、「ある」と答えた者の割合は27.0%、「ない」は29.5%、「どちらともいえない」は43.5%となっている。



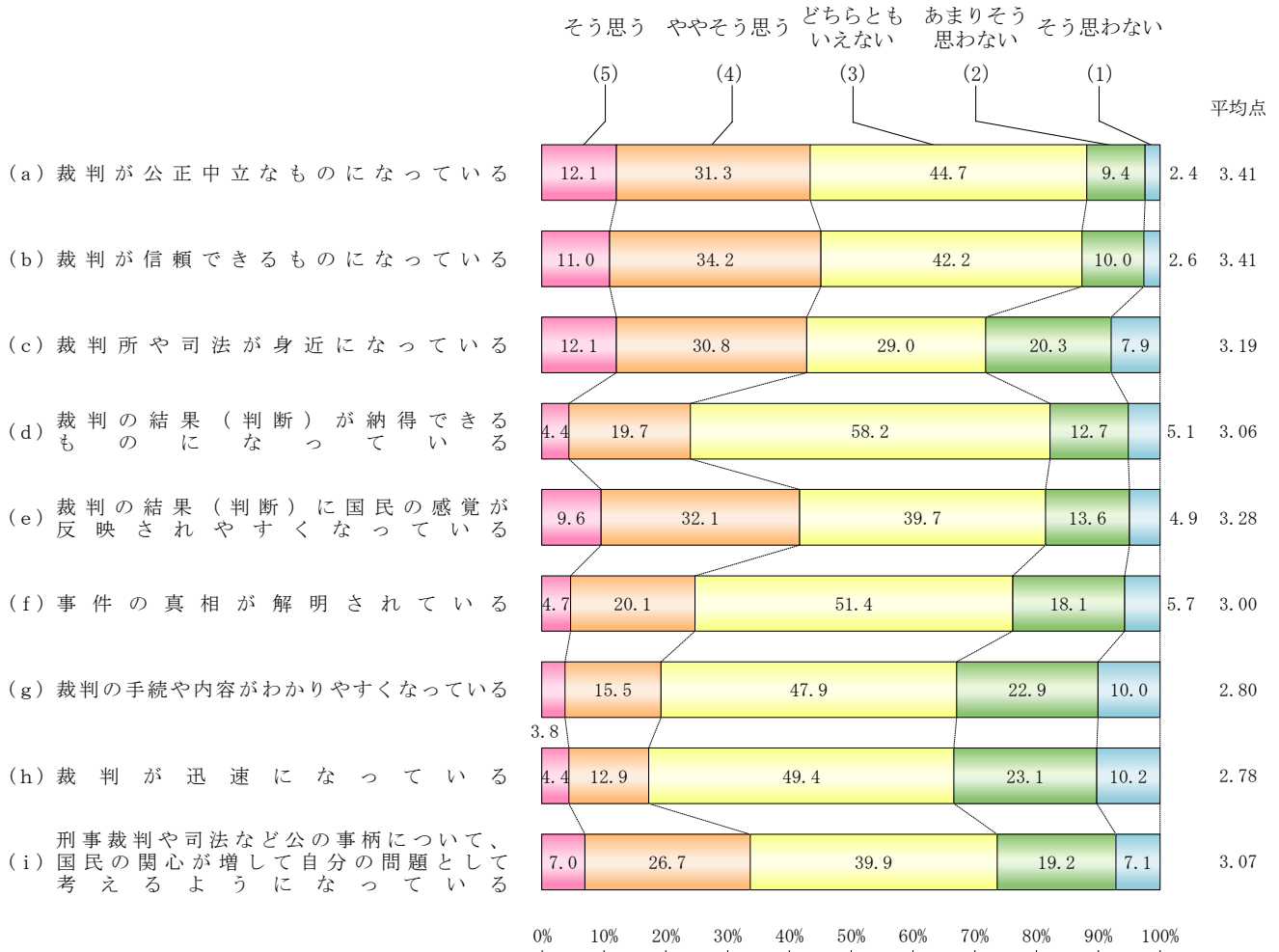
\*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

「ある」と答えた者の割合は、男女別では、男性が高くなっている。年齢別では、70歳以上が最も高くなっている。職業別では、自営・自由業と無職が高くなっている。

※Q 4は、令和2年度調査から新設した質問である。

## 5 現在実施されている裁判員制度の印象

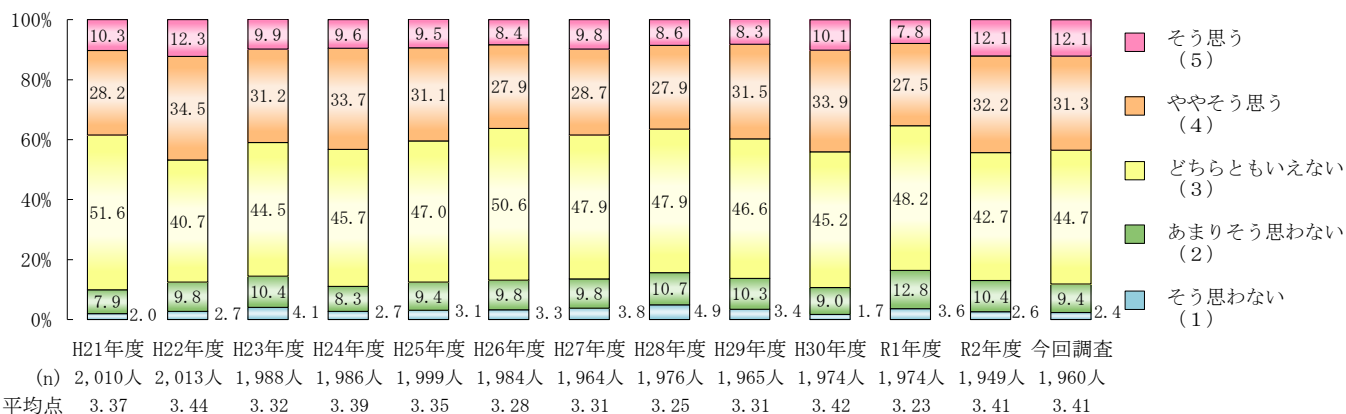
Q5 あなたは、現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っていますか。  
次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。



※平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウエイト処理したものである。

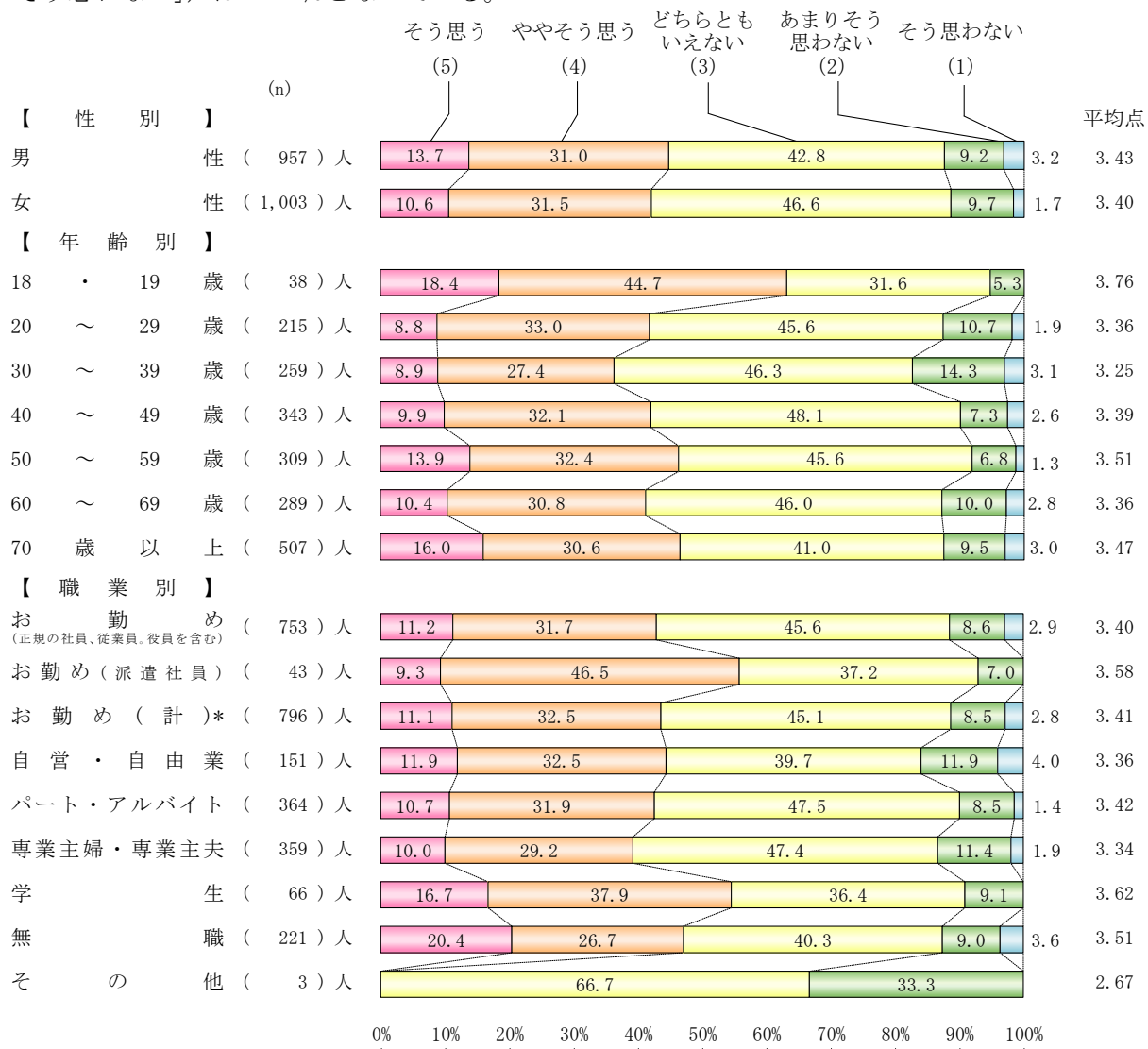
現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っているか、9項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かった項目は『裁判が公正中立なものになっている』及び『裁判が信頼できるものになっている』（3.41点）となっており、以下、『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなっている』（3.28点）、『裁判所や司法が身近になっている』（3.19点）、『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになってきている』（3.07点）、『裁判の結果（判断）が納得できるものになっている』（3.06点）、『事件の真相が解明されている』（3.00点）、『裁判の手續や内容がわかりやすくなっている』（2.80点）、『裁判が迅速になっている』（2.78点）となっている。

Q 5 (a) 裁判が公正中立なものになっている



\* 「裁判が公正中立なものになっている」は、令和2年度調査より「裁判がより公正中立なものになった」から変更された。

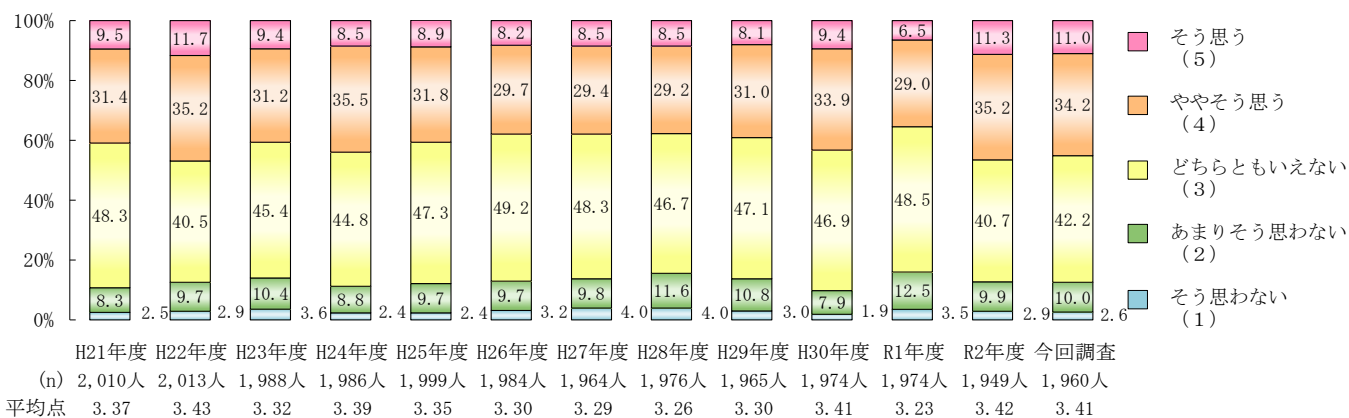
現在実施されている裁判員制度について、『裁判が公正中立なものになっている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は43.4%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は11.8%となっている。



\*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

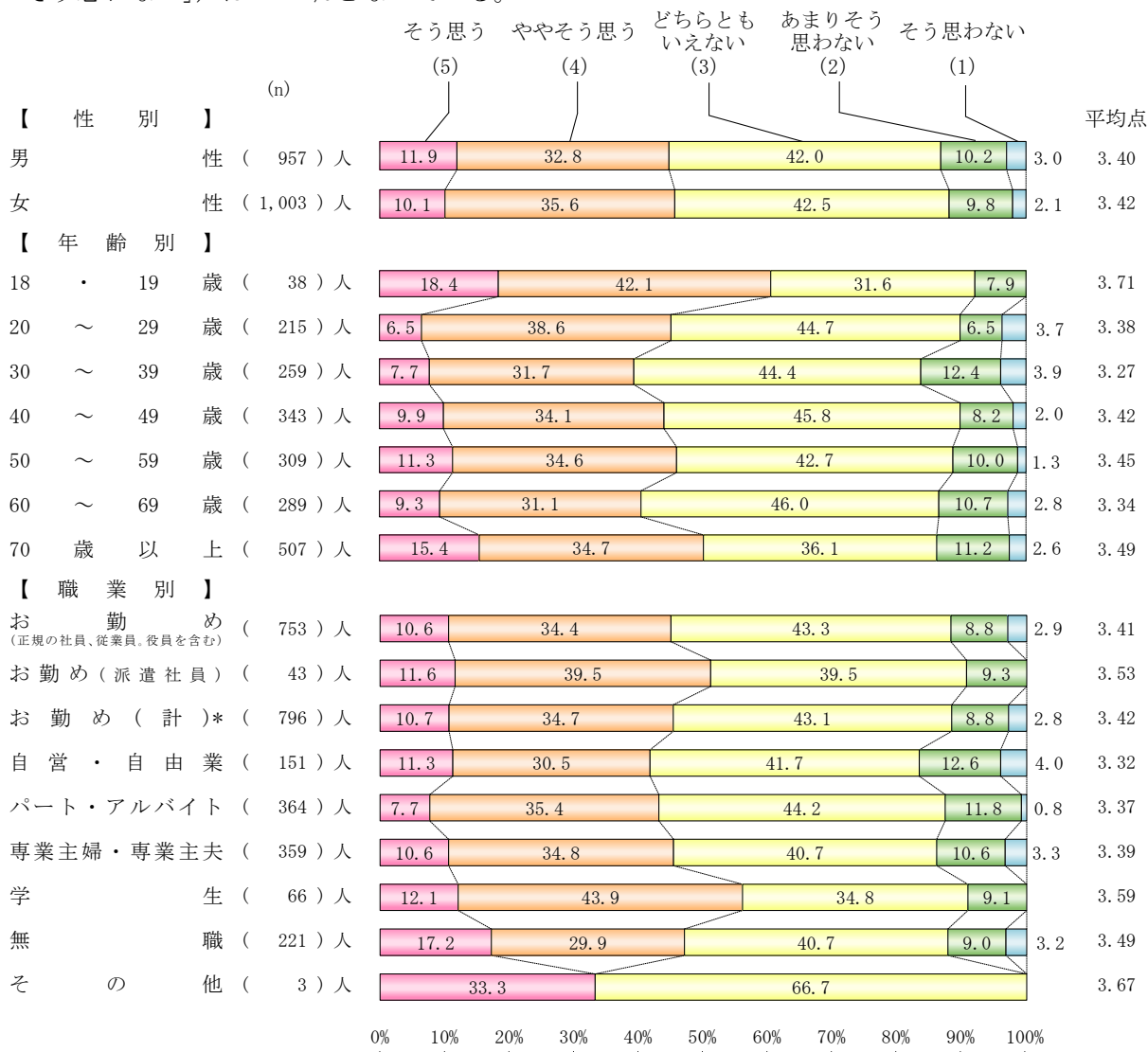
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、18・19歳が最も高くなっており、30代が最も低くなっている。職業別では、お勤め (派遣社員) と学生が高くなっている。

Q 5 (b) 裁判が信頼できるものになっている



\* 「裁判が信頼できるものになっている」は、令和2年度調査より「裁判がより信頼できるものになった」から変更された。

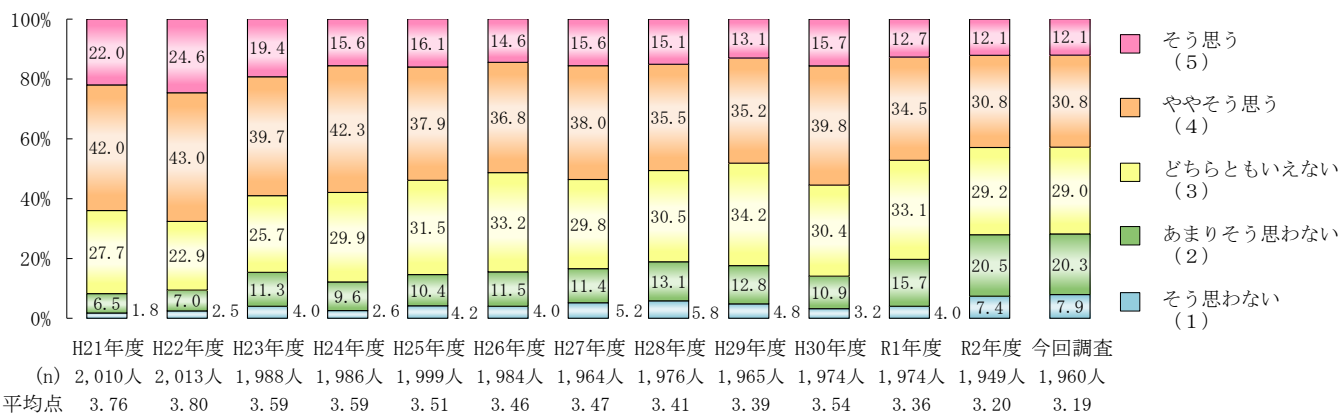
現在実施されている裁判員制度について、『裁判が信頼できるものになっている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は45.2%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は12.6%となっている。



\*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

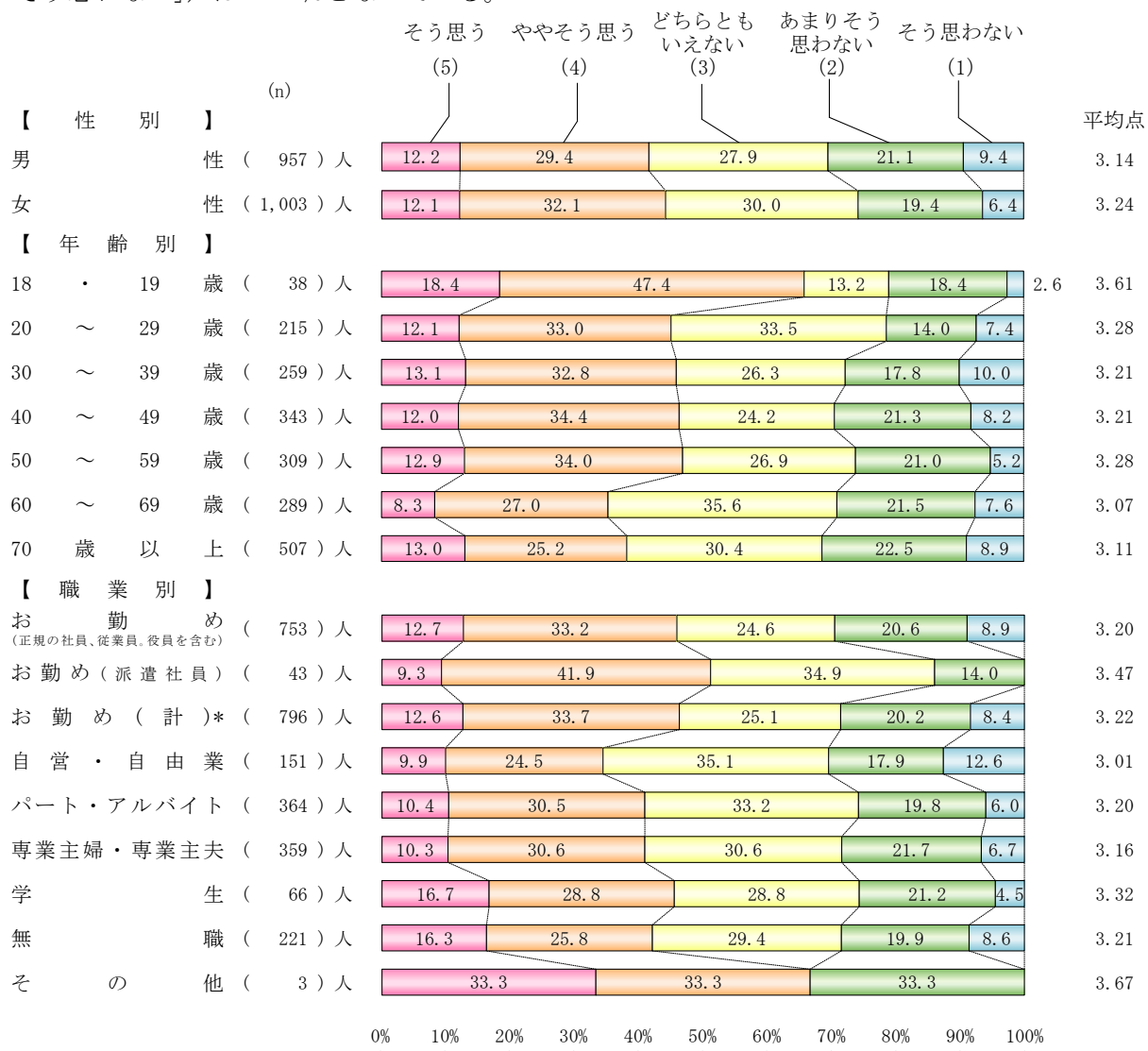
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、18・19歳と70歳以上が高くなっており、30代と60代が低くなっている。職業別では、学生とお勤め (派遣社員) が高くなっている。

Q 5 (c) 裁判所や司法が身近になっている



\* 「裁判所や司法が身近になっている」は、令和2年度調査より「裁判所や司法が身近になった」から変更された。

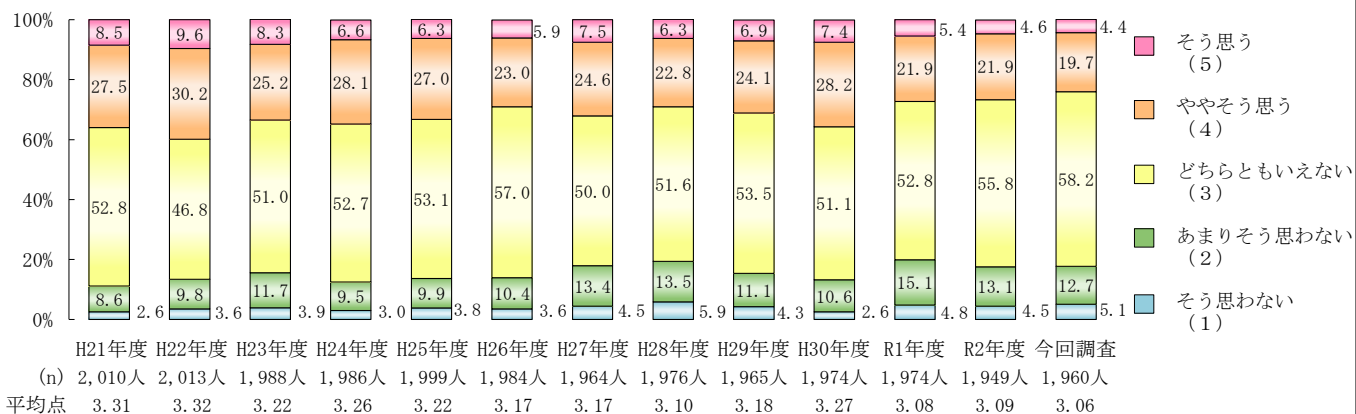
現在実施されている裁判員制度について、『裁判所や司法が身近になっている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は42.9%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は28.2%となっている。



\*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

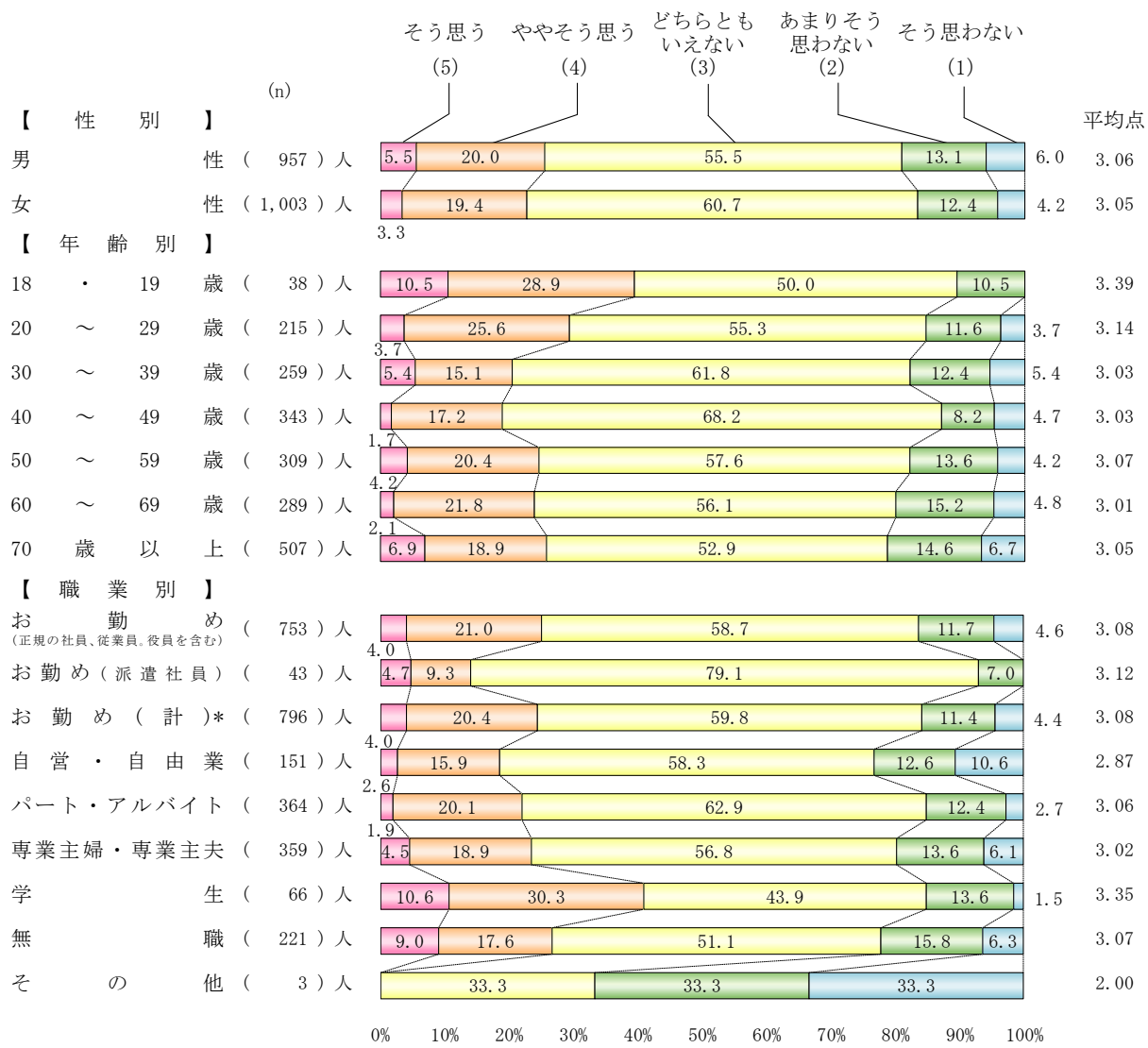
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、18・19歳が最も高くなっており、70歳以上と60代が低くなっている。職業別では、お勤め(正規社員、従業員、役員を含む)とお勤め(派遣社員)が高くなっている。

Q 5 (d) 裁判の結果（判断）が納得できるものになっている



\* 「裁判の結果（判断）が納得できるものになっている」は、令和2年度調査より「裁判の結果（判断）がより納得できるものになった」から変更された。

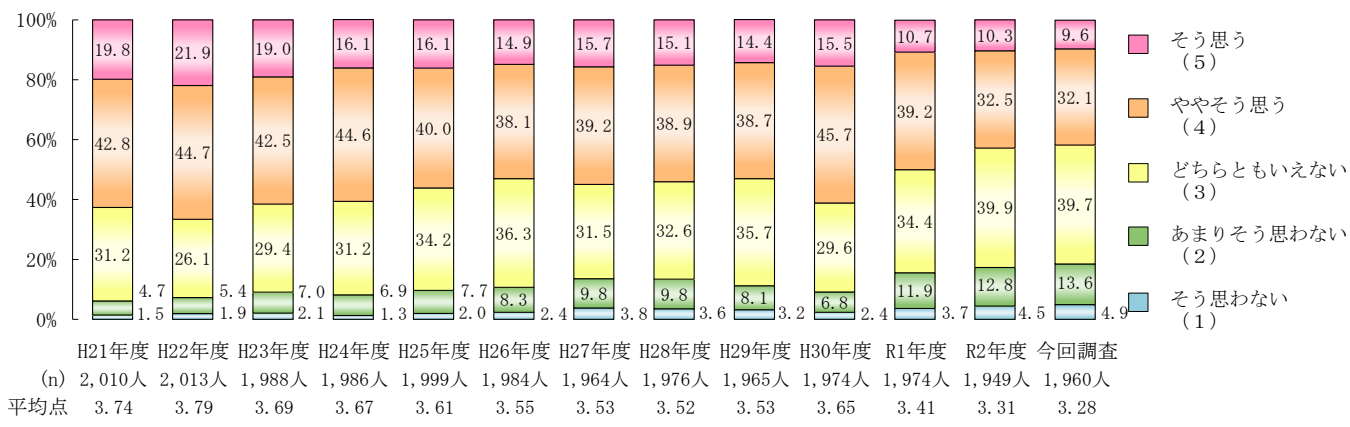
現在実施されている裁判員制度について、『裁判の結果（判断）が納得できるものになっている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は24.1%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は17.8%となっている。



\*お勤め（計）は、「お勤め（正規の社員、従業員、役員を含む）」と「お勤め（派遣社員）」を合計したものである。

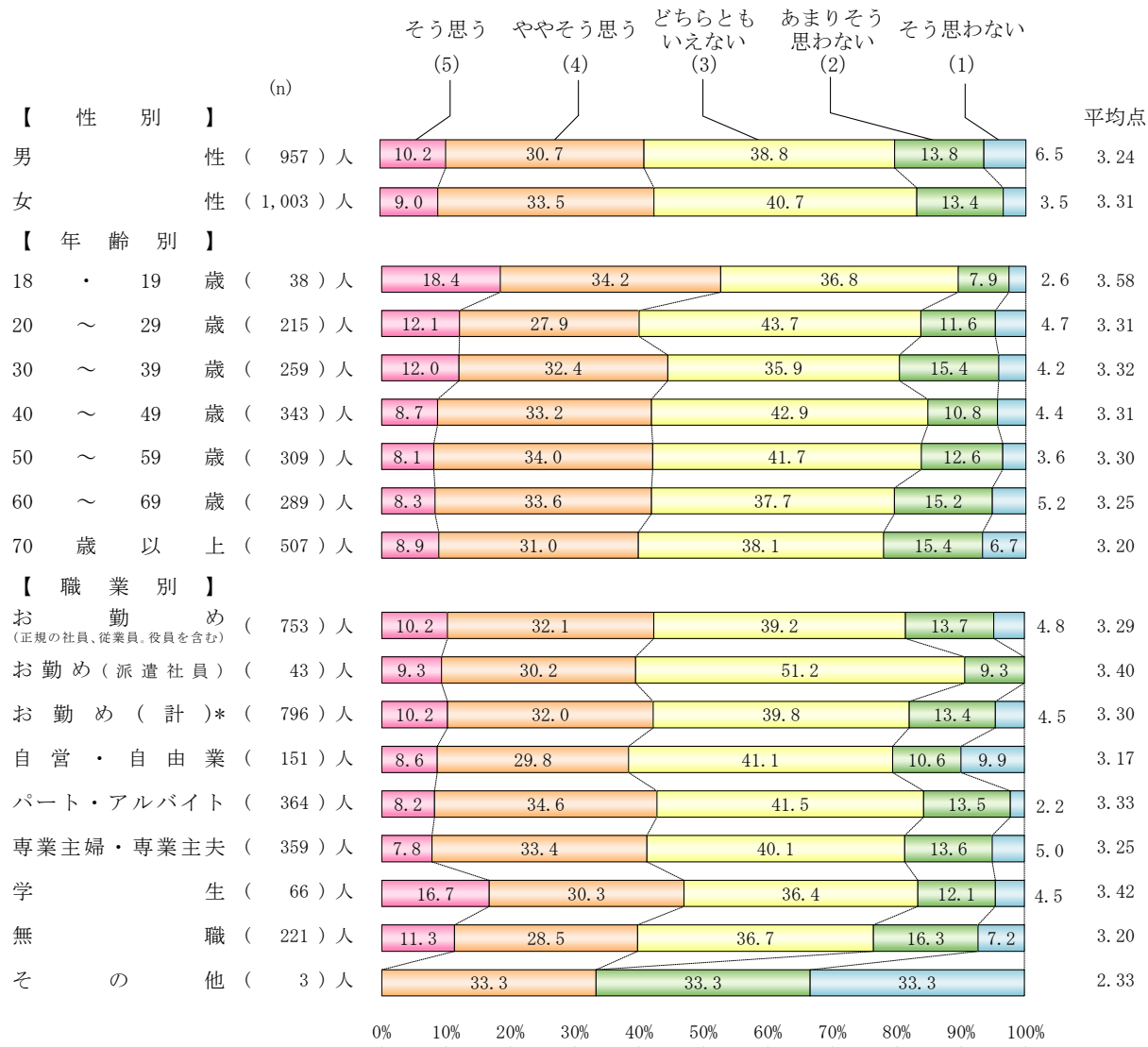
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、18・19歳が最も高くなっており、40代が最も低くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。

Q 5 (e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなっている



\* 「裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなっている」は、令和2年度調査より「裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった」から変更された。

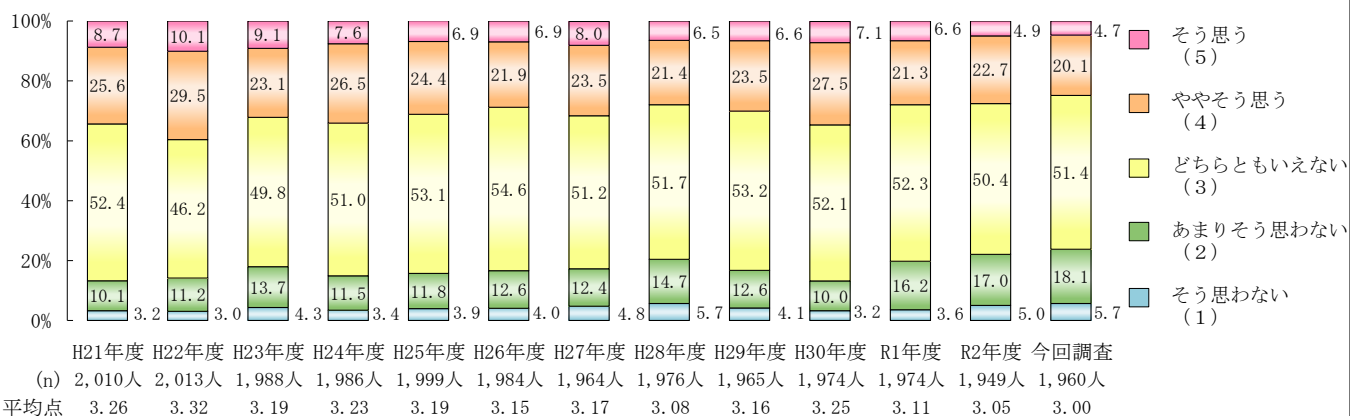
現在実施されている裁判員制度について、『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなっている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は41.7%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は18.5%となっている。



\*お勤め（計）は、「お勤め（正規の社員、従業員、役員を含む）」と「お勤め（派遣社員）」を合計したものである。

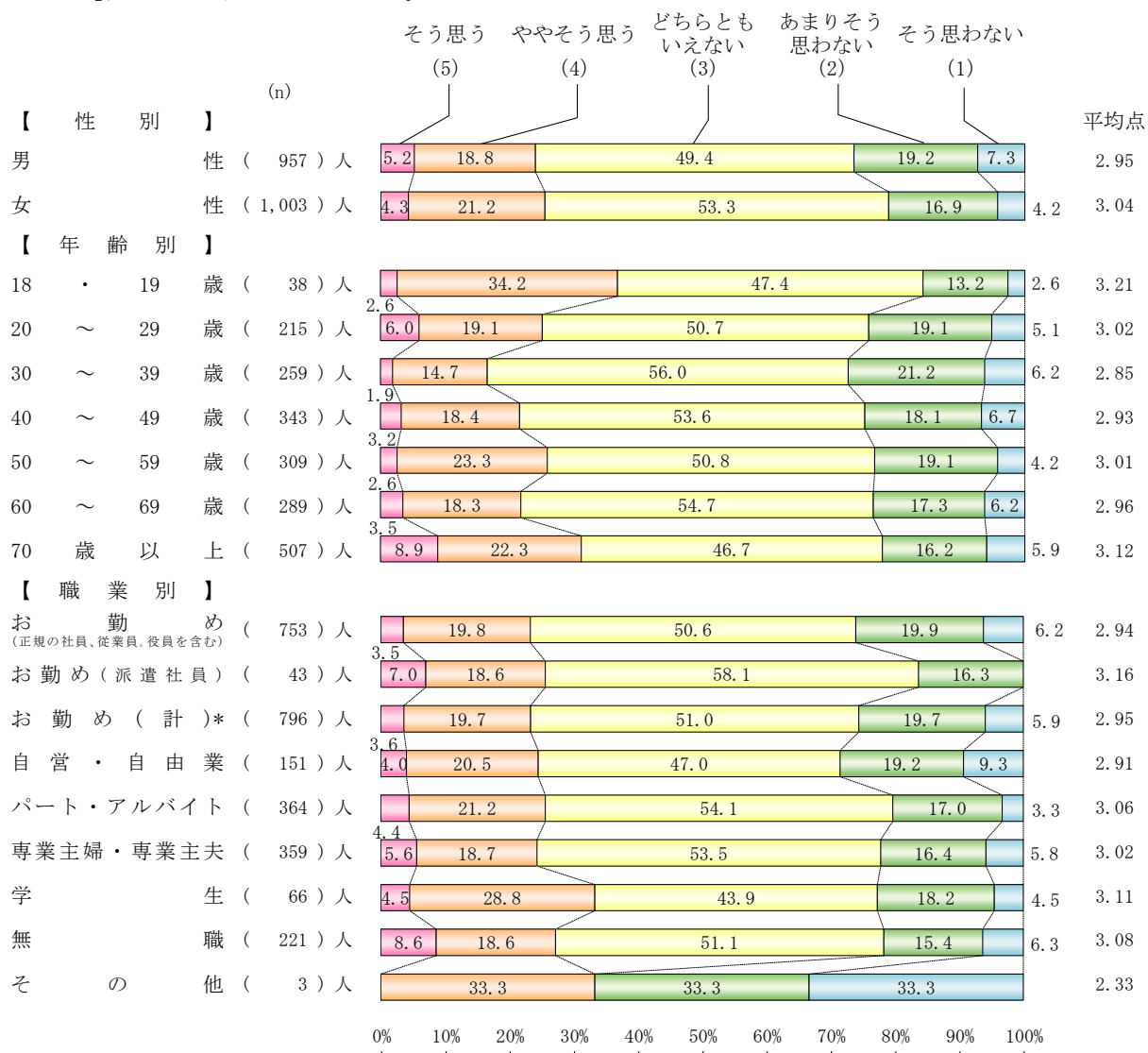
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、18・19歳が最も高くなっている。職業別では、大きな差はみられない。

Q 5 (f) 事件の真相が解明されている



\* 「事件の真相が解明されている」は、令和2年度調査より「事件の真相がより解明されている」から変更された。

現在実施されている裁判員制度について、『事件の真相が解明されている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は24.8%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は23.8%となっている。

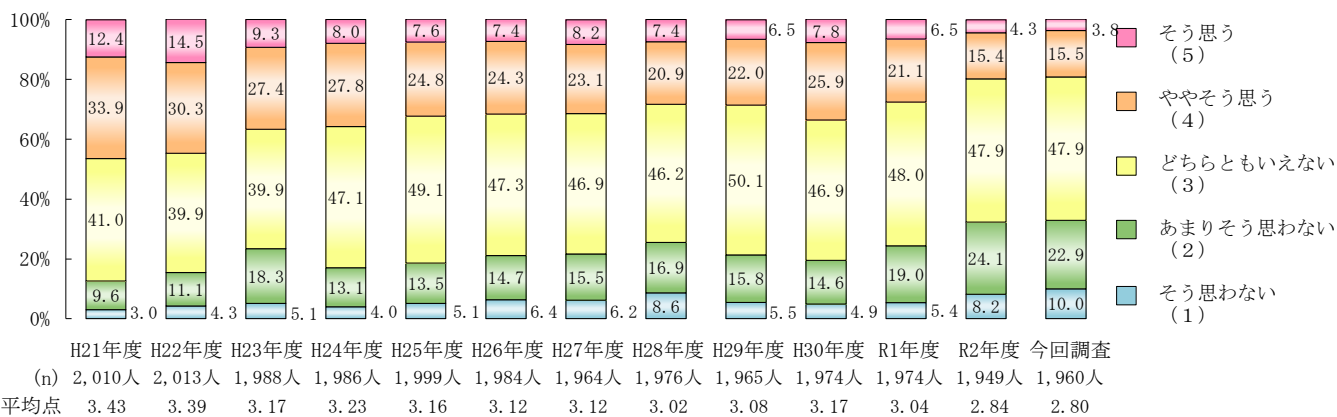


\*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、18・19歳と70歳以上が高くなっており、30代が最も低くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。

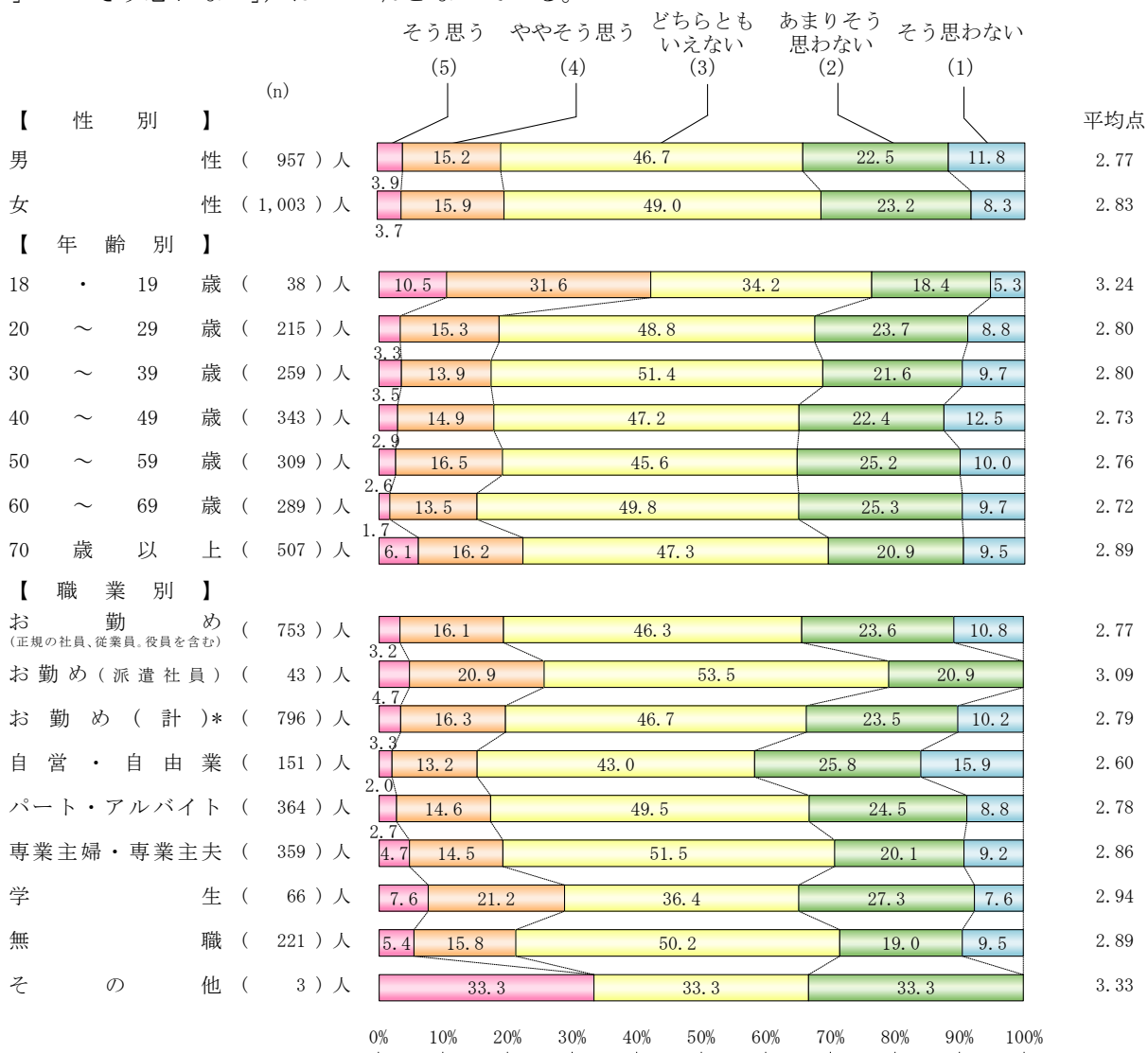


Q 5 (g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなっている



\* 「裁判の手続や内容がわかりやすくなっている」は、令和2年度調査より「裁判の手続や内容がわかりやすくなった」から変更された。

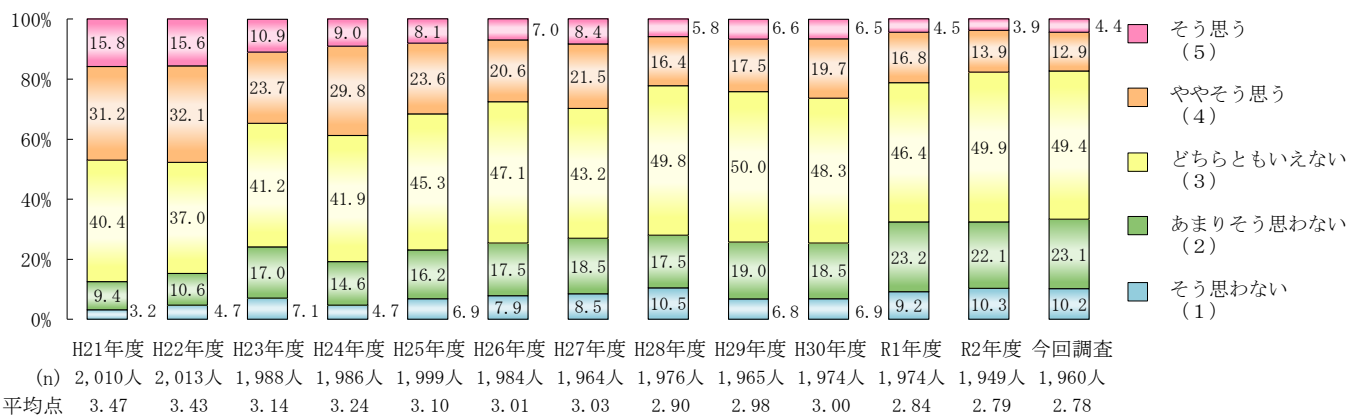
現在実施されている裁判員制度について、『裁判の手続や内容がわかりやすくなっている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は19.3%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は32.9%となっている。



\*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

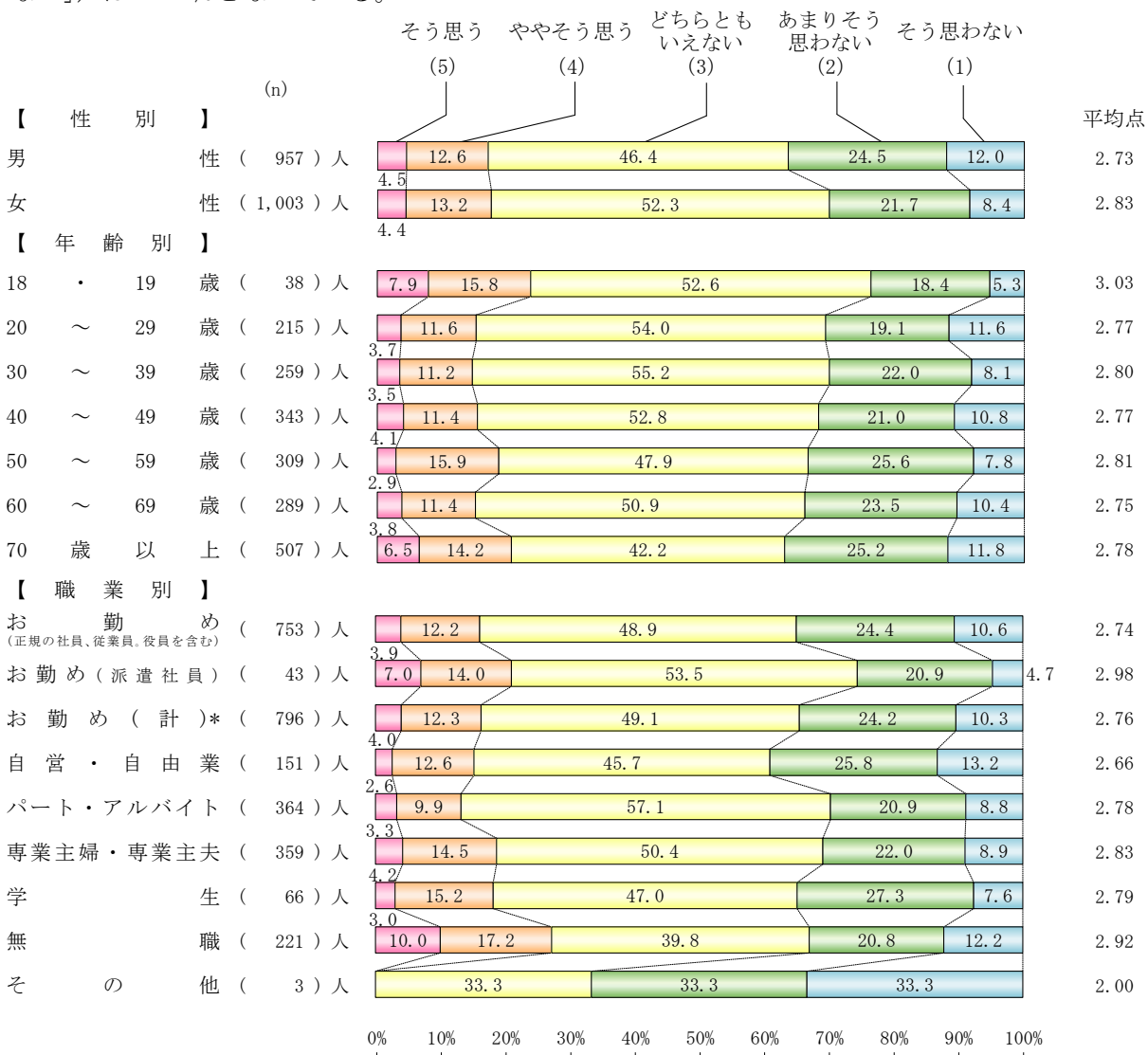
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、18・19歳が最も高くなっている。職業別では、学生とお勤め (派遣社員) が高くなっている。

Q 5 (h) 裁判が迅速になっている



\* 「裁判が迅速になっている」は、令和2年度調査より「裁判が迅速になった」から変更された。

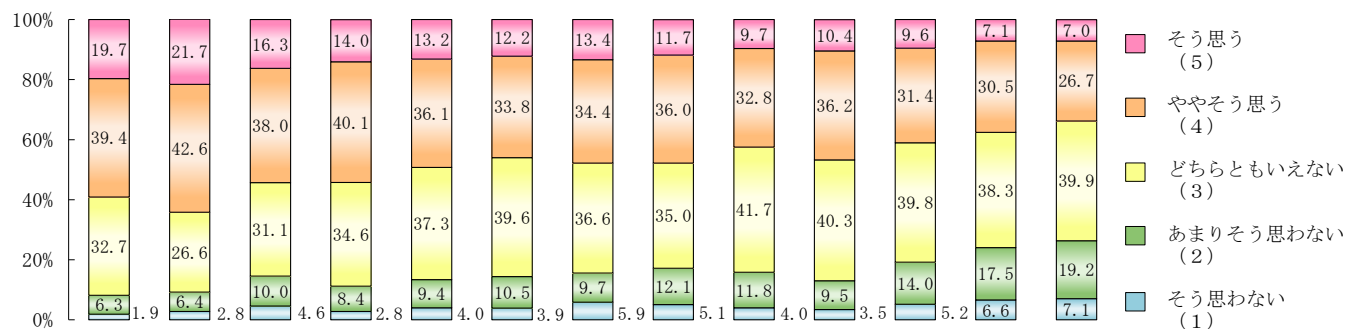
現在実施されている裁判員制度について、『裁判が迅速になっている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は17.3%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は33.3%となっている。



\*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、18・19歳と70歳以上が高くなっている。職業別では、無職が最も高くなっている。

Q 5 (i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになっていく



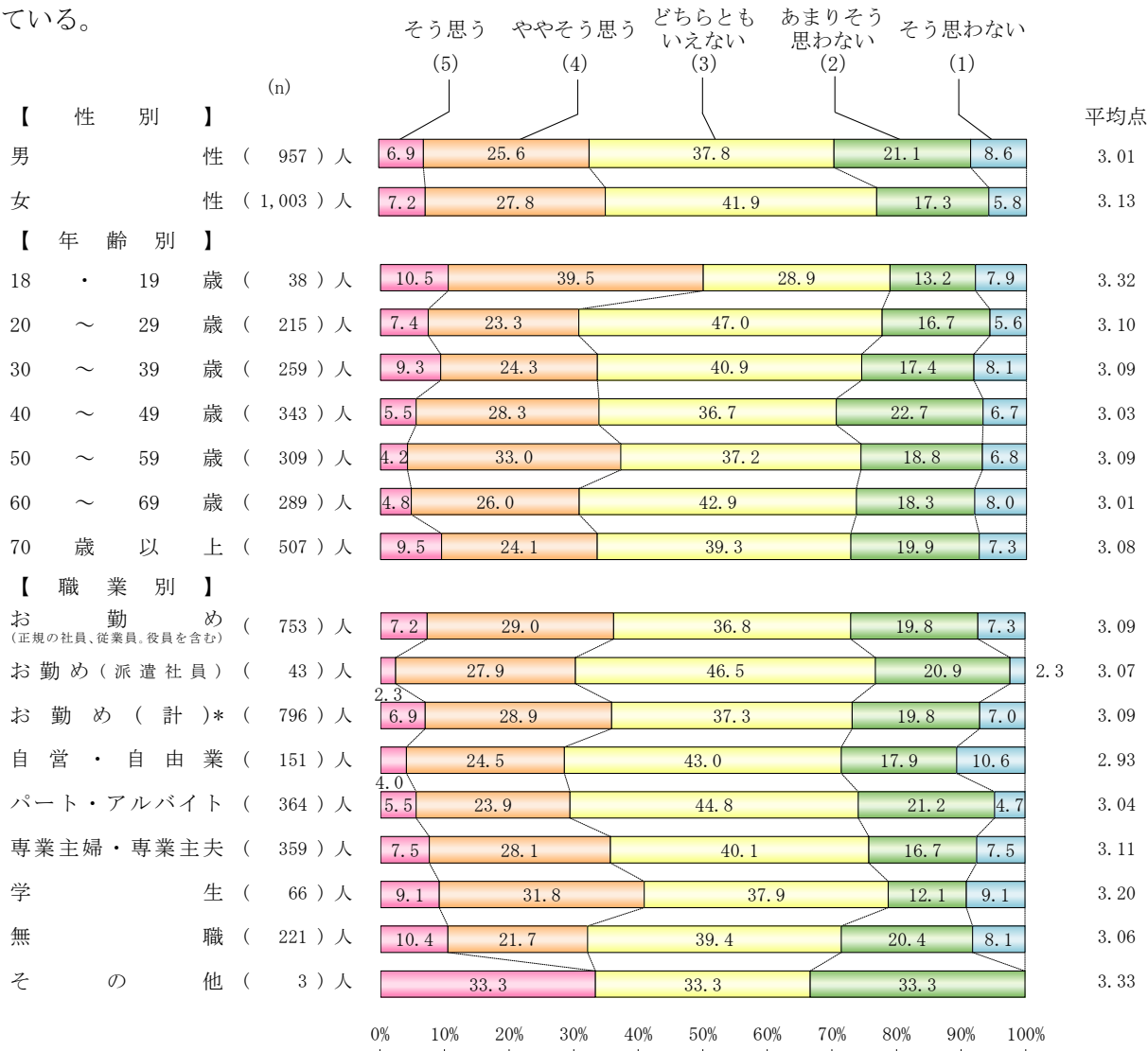
H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 R2年度 今回調査

(n) 2,010人 2,013人 1,988人 1,986人 1,999人 1,984人 1,964人 1,976人 1,965人 1,974人 1,974人 1,949人 1,960人

平均点 3.69 3.74 3.51 3.54 3.45 3.40 3.40 3.37 3.32 3.41 3.26 3.14 3.07

\* 「刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになっていく」は、令和2年度より「刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった」から変更された。

現在実施されている裁判員制度について、『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになっていく』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は33.7%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は26.3%となっている。

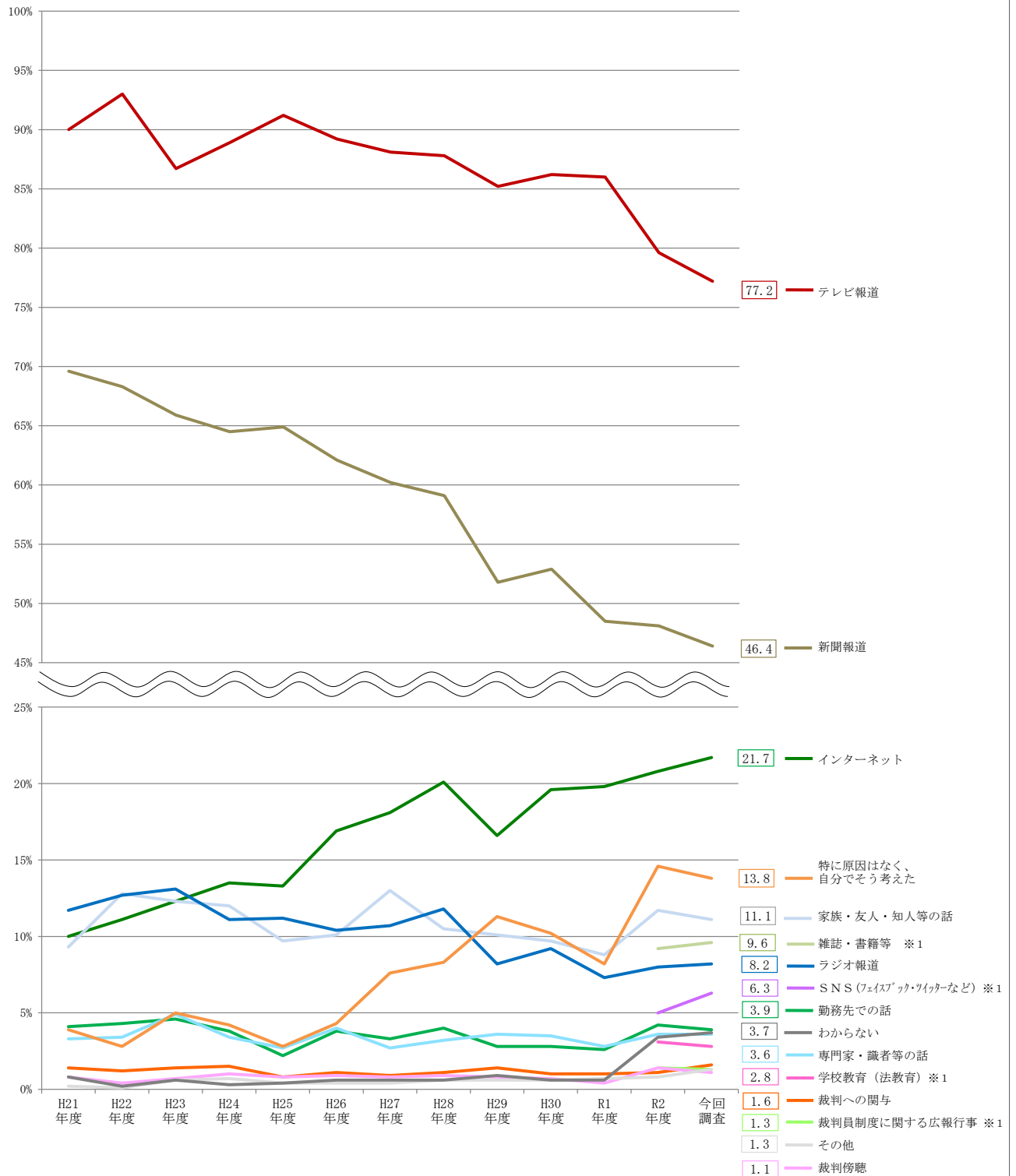


\*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、18・19歳が最も高くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。

## 6 裁判員制度についてQ5の印象を持つことになった原因

Q6 あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)



※1 「雑誌・書籍等」「学校教育 (法教育)」「SNS (フェイスブック・ツイッターなど)」「裁判員制度に関する広報行事 (出張講義、説明会、親子見学会等)」は令和2年度調査より新設された選択肢のため、平成21年度～令和元年度調査時のデータは存在しない。

※2 「雑誌」「書籍等」は令和2年度調査より「雑誌・書籍等」に統合されたため、令和2年度・今回調査のデータは存在しない。

※3 各折れ線横の数値は今回調査の数値。令和2年度調査以前の数値は次頁を参照。

(n=1,960人、M.T.=209.9%)

現在実施されている裁判員制度についてQ5の印象を持つことになった原因を聞いたところ、「テレビ報道」が77.2%と最も高く、次いで「新聞報道」が46.4%であった。以下、「インターネット」(21.7%)、「特に原因はなく、自分でそう考えた」(13.8%)、「家族・友人・知人等の話」(11.1%)などとなっている。

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	今回調査
該当数 (n)	2,010	2,013	1,988	1,986	1,999	1,984	1,964	1,976	1,965	1,974	1,974	1,949	1,960
テレビ報道	90.0	93.0	86.7	88.9	91.2	89.2	88.1	87.8	85.2	86.2	86.0	79.6	77.2
新聞報道	69.6	68.3	65.9	64.5	64.9	62.1	60.2	59.1	51.8	52.9	48.5	48.1	46.4
インターネット	10.0	11.1	12.3	13.5	13.3	16.9	18.1	20.1	16.6	19.6	19.8	20.8	21.7
特に原因はなく、自分でそう考えた	3.9	2.8	5.0	4.2	2.8	4.3	7.6	8.3	11.3	10.2	8.2	14.6	13.8
家族・友人・知人等の話	9.3	12.8	12.3	12.0	9.7	10.1	13.0	10.5	10.1	9.7	8.8	11.7	11.1
雑誌・書籍等 ※1												9.2	9.6
（雑誌） ※2	8.3	9.2	8.1	7.4	7.6	7.4	7.8	9.0	5.8	5.5	4.7		
（書籍等） ※2	2.5	3.7	3.6	3.7	3.2	2.8	3.6	4.3	3.2	2.6	3.1		
ラジオ報道	11.7	12.7	13.1	11.1	11.2	10.4	10.7	11.8	8.2	9.2	7.3	8.0	8.2
SNS(フェイスブック・ツイッターなど) ※1												5.0	6.3
勤務先での話	4.1	4.3	4.6	3.8	2.2	3.8	3.3	4.0	2.8	2.8	2.6	4.2	3.9
わからない	0.8	0.2	0.6	0.3	0.4	0.6	0.6	0.6	0.9	0.6	0.6	3.4	3.7
専門家・識者等の話	3.3	3.4	4.9	3.4	2.7	4.0	2.7	3.2	3.6	3.5	2.8	3.6	3.6
学校教育(法教育) ※1												3.1	2.8
裁判への関与	1.4	1.2	1.4	1.5	0.8	1.1	0.9	1.1	1.4	1.0	1.0	1.1	1.6
裁判員制度に関する広報行事 (出張講義、説明会、親子見学会等) ※1												1.4	1.3
その他	0.2	0.1	0.6	0.7	0.4	0.4	0.4	0.6	0.6	0.6	0.7	0.8	1.3
裁判傍聴	0.8	0.4	0.7	1.0	0.8	0.9	0.8	0.9	0.8	0.7	0.4	1.4	1.1

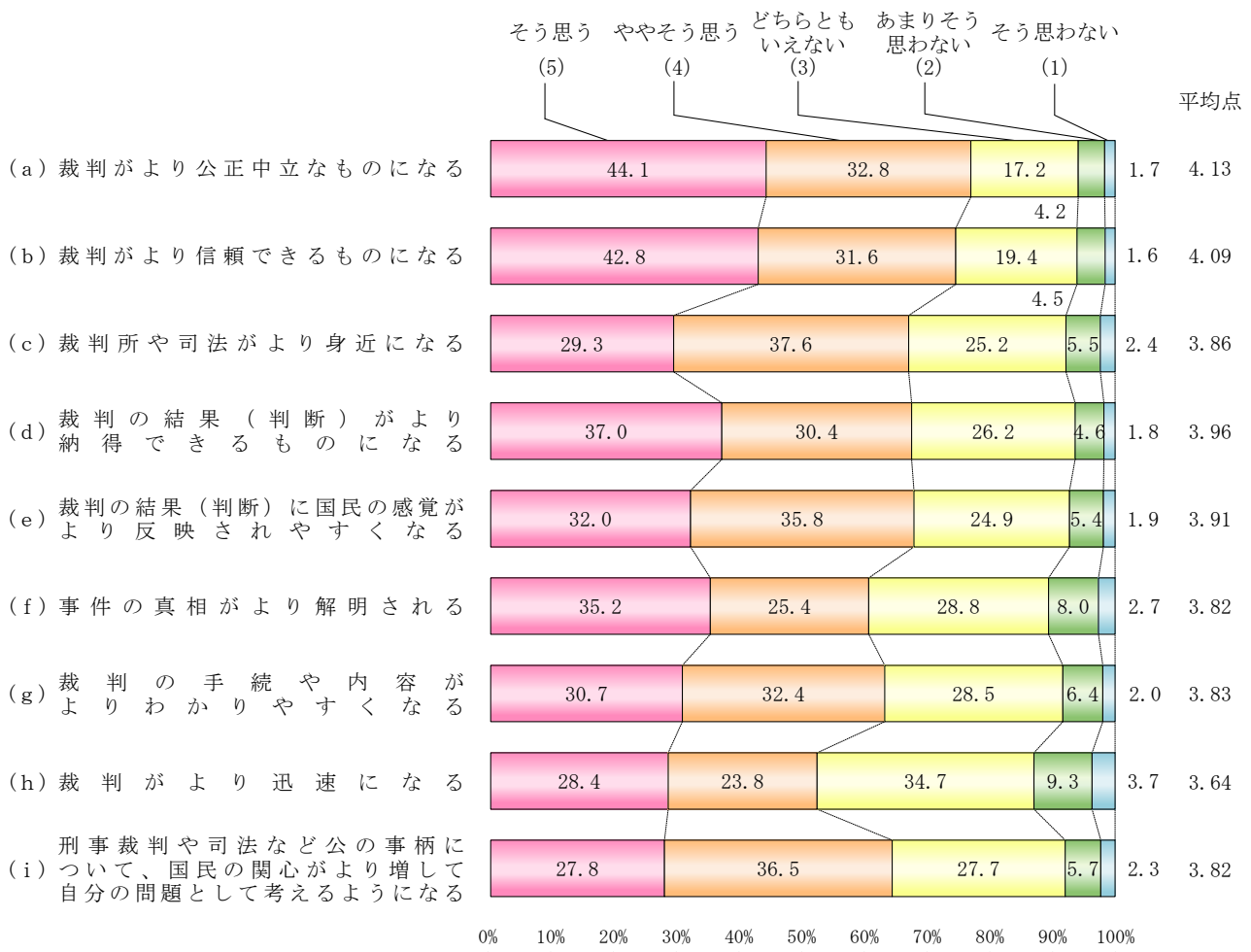
	該当数 (n)	テレビ 報道	新聞 報道	イン ター ネッ ト	特 に 原 因 は な く、 自 分 で そ う 考 え た	家 族 ・ 友 人 ・ 知 人 等 の 話	雑 誌 ・ 書 籍 等 ※1	ラ ジ オ 報 道	S N S ( フ ェ イ ス ブ ク ・ ツ イ ッ タ ー な ど) ※1	勤 務 先 で の 話	専 門 家 ・ 識 者 等 の 話	学 校 教 育  ( 法 教 育) ※1	裁 判 へ の 関 与  ( 裁 判 員 制 度 に 関 する 広 報 行 事 ・ 出 張 講 義 ・ 説 明 会 ・ 親 子 見 学 会 等) ※1	裁 判 傍 聴	そ の 他	わ か ら な い	回 答 計	
TOTAL	1,960	77.2	46.4	21.7	13.8	11.1	9.6	8.2	6.3	3.9	3.6	2.8	1.6	1.3	1.1	1.3	3.7	209.9
【性別】																		
男	957	74.8	49.2	26.6	14.6	9.8	11.8	9.2	6.1	5.3	4.8	2.9	1.8	1.6	1.4	1.6	3.4	221.5
女	1,003	79.5	43.8	17.0	13.0	12.3	7.6	7.3	6.5	2.5	2.5	2.6	1.5	1.0	0.9	1.0	4.0	198.8
【年齢別】																		
18・19歳	38	52.6	10.5	31.6	13.2	7.9	2.6	-	15.8	-	2.6	31.6	2.6	-	2.6	-	15.8	173.7
20～29歳	215	64.7	17.2	23.7	13.5	9.8	4.7	2.3	16.3	2.3	1.9	14.4	0.5	0.5	0.9	5.6	173.0	
30～39歳	259	69.1	21.2	37.8	10.8	9.3	3.5	3.9	9.7	5.8	1.5	2.3	2.3	0.4	1.2	2.3	6.9	181.1
40～49歳	343	70.6	35.9	31.5	16.6	9.3	7.6	2.9	5.2	3.8	2.0	0.6	2.0	0.9	1.7	1.5	4.4	192.1
50～59歳	309	79.9	48.2	25.6	15.5	8.7	12.9	8.7	7.1	5.5	3.2	-	1.9	1.3	0.6	1.9	1.9	221.4
60～69歳	289	85.5	65.7	15.2	13.8	11.8	14.9	9.0	3.5	6.2	5.2	1.0	1.4	3.5	1.7	1.0	0.3	239.4
70歳以上	507	86.6	69.4	6.7	12.4	15.0	11.8	16.4	1.4	1.6	5.9	-	1.4	1.2	0.8	0.6	3.0	231.2
【職業別】																		
お勤め(正規の社員等) ※3	753	72.0	36.8	31.9	14.7	9.8	8.5	5.7	8.1	7.0	3.3	2.8	1.3	1.3	1.2	1.2	3.6	205.7
お勤め(派遣社員)	43	76.7	30.2	18.6	9.3	7.0	14.0	9.3	9.3	2.3	2.3	-	-	2.3	-	-	4.7	181.4
お勤め(計) ※4	796	72.2	36.4	31.2	14.4	9.7	8.8	5.9	8.2	6.8	3.3	2.6	1.3	1.4	1.1	1.1	3.6	204.4
自営・自由業	151	78.1	58.9	17.2	13.9	12.6	11.9	6.6	3.3	2.0	2.6	0.7	4.0	2.0	1.3	1.3	2.0	216.6
パート・アルバイト	364	80.5	41.2	18.1	12.6	11.8	10.7	6.6	5.5	3.0	2.2	1.9	1.6	0.5	1.1	1.4	4.1	198.9
専業主婦・専業主夫	359	84.7	56.3	10.6	12.8	13.9	7.5	10.9	3.9	0.8	3.3	0.6	1.4	1.1	0.8	1.4	3.1	210.0
学生	66	59.1	22.7	28.8	10.6	4.5	4.5	1.5	16.7	-	-	34.8	-	1.5	-	1.5	9.1	186.4
無職	221	81.9	72.9	13.1	15.4	11.3	14.0	17.6	3.6	2.3	9.5	-	2.3	1.8	1.8	1.4	4.1	248.9
その他	3	100.0	100.0	-	33.3	-	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300.0

※1 「雑誌・書籍等」「学校教育(法教育)」「SNS(フェイスブック・ツイッターなど)」「裁判員制度に関する広報行事(出張講義、説明会、親子見学会等)」は令和2年度調査より新設された選択肢のため、平成21年度～令和元年度調査時のデータは存在しない。  
 ※2 「雑誌」「書籍等」は令和2年度調査より「雑誌・書籍等」に統合されたため、令和2年度・今回調査のデータは存在しない。  
 ※3 「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」  
 ※4 お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

男女別では、「新聞報道」「インターネット」「雑誌・書籍等」は男性が高くなっており、「テレビ報道」は女性が高くなっている。年齢別では、「テレビ報道」「新聞報道」は60代以上が高く、18・19歳が最も低くなっており、「インターネット」は30代が最も高くなっており、「SNS(フェイスブック・ツイッターなど)」は30代以下が高くなっている。「学校教育」は20代以下が高くなっている。職業別では、「テレビ報道」は専業主婦・専業主夫と無職とパート・アルバイトが高くなっており、「新聞報道」は無職が最も高くなっている。「インターネット」はお勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)と学生が高くなっており、「SNS(フェイスブック・ツイッターなど)」は学生で最も高くなっている。

## 7 裁判員裁判に期待すること

Q7 あなたが、裁判員裁判に期待することは何ですか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。



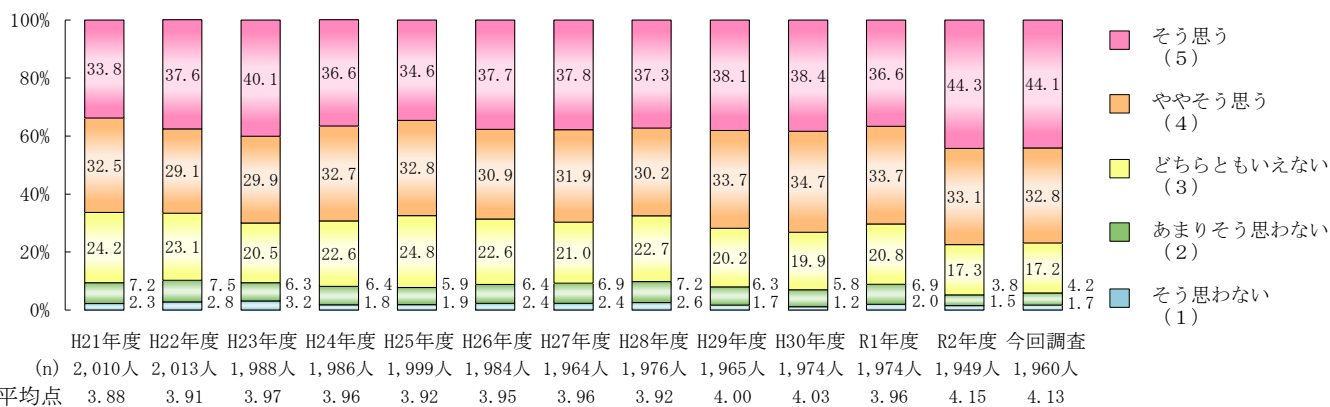
※平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウエイト処理したものである。

裁判員裁判に期待することを、9項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かった項目は『裁判がより公正中立なものになる』(4.13点)となっており、以下、『裁判がより信頼できるものになる』(4.09点)、『裁判の結果（判断）がより納得できるものになる』(3.96点)、『裁判の結果（判断）に国民の感覚がより反映されやすくなる』(3.91点)、『裁判所や司法がより身近になる』(3.86点)、『裁判の手續や内容がよりわかりやすくなる』(3.83点)、『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心がより増して自分の問題として考えるようになる』(3.82点)、『事件の真相がより解明される』(3.82点)、『裁判がより迅速になる』(3.64点)となっている。

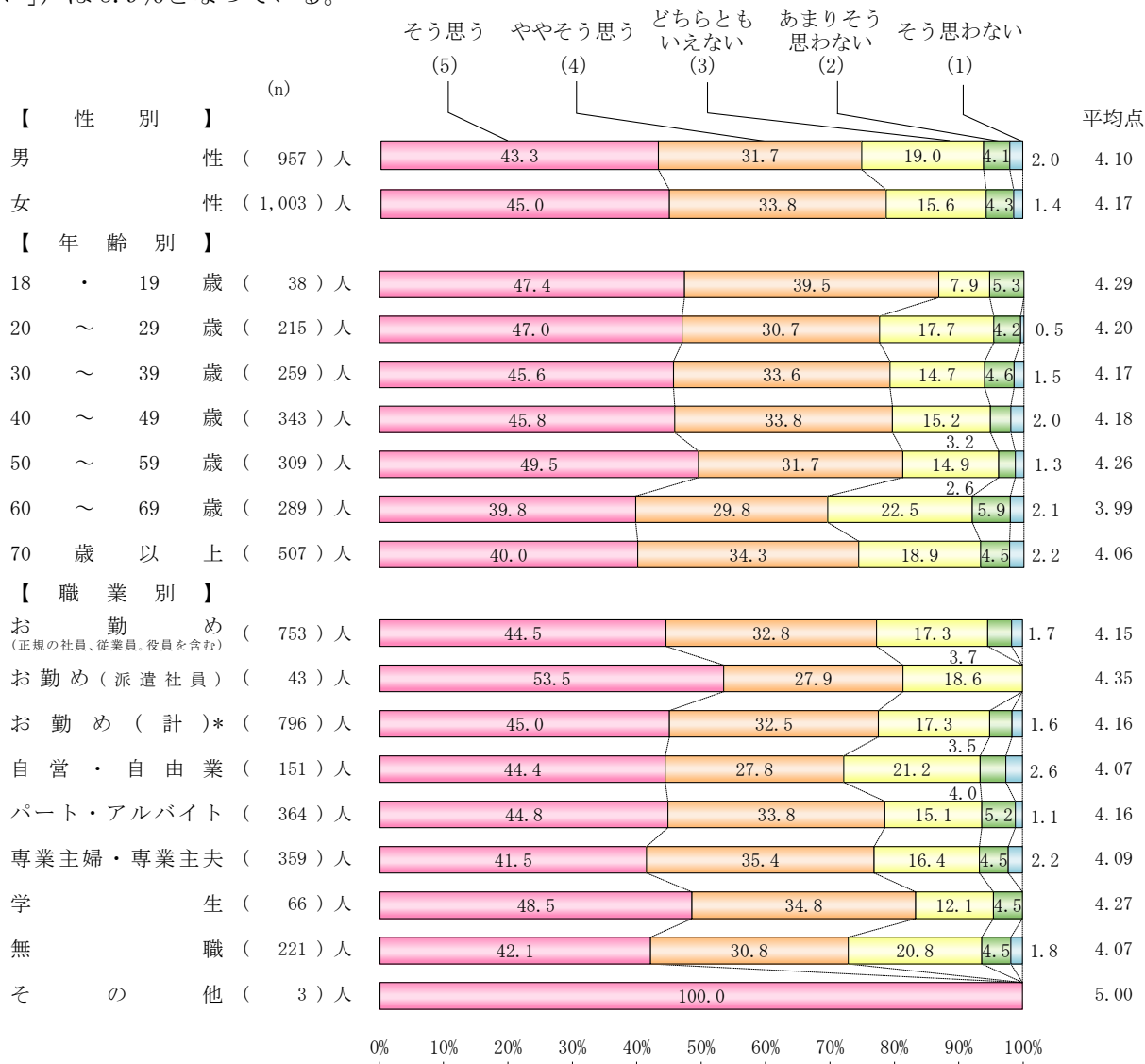
※令和2年度調査より、質問文が変更された。

旧質問文は、「あなたが裁判員制度の実施により期待することは何ですか。」

Q 7 (a) 裁判がより公正中立なものになる



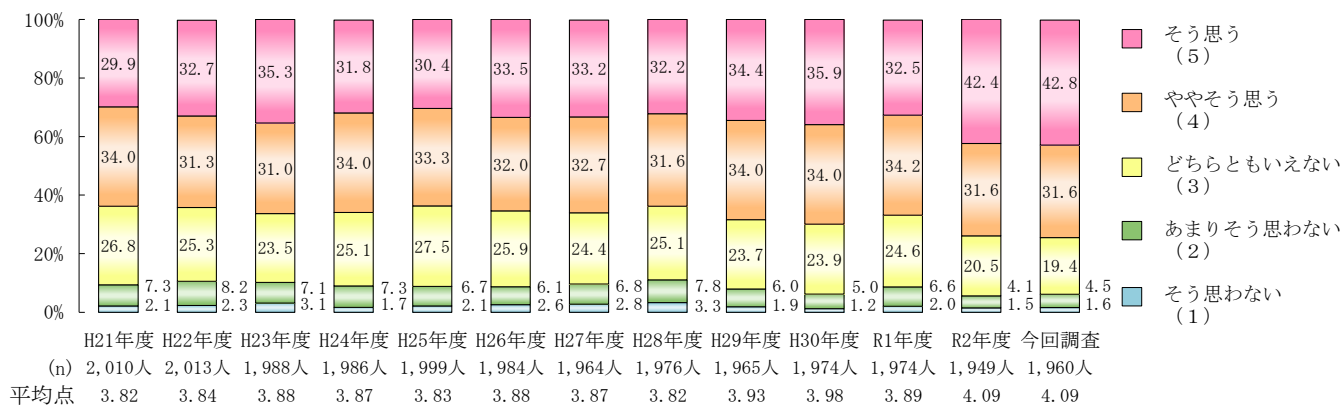
裁判員制度の実施により『裁判がより公正中立なものになる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は76.9%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は5.9%となっている。



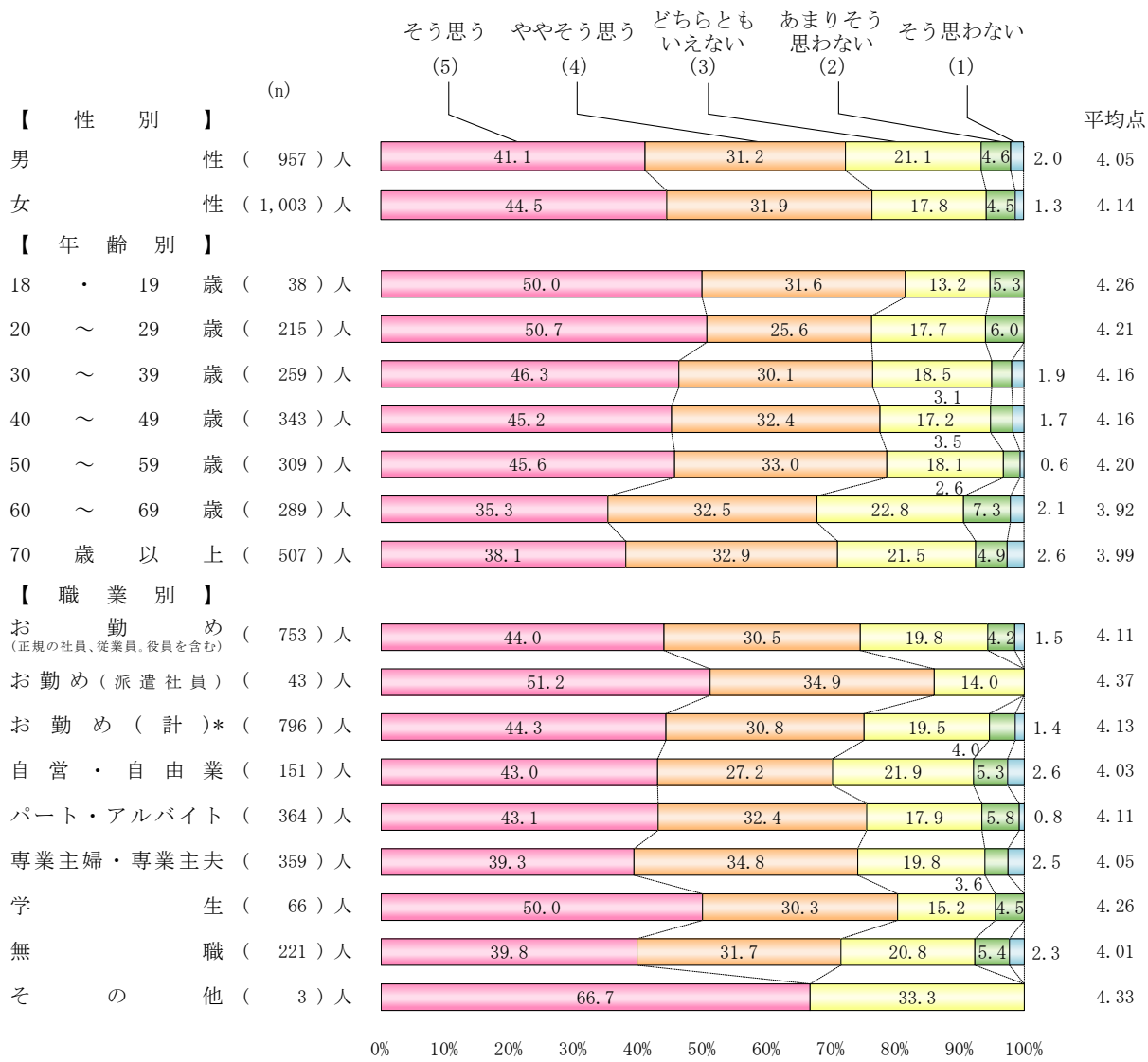
\*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、女性が高くなっている。年齢別では、18・19歳が最も高くなっており、60代が最も低くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。

Q 7 (b) 裁判がより信頼できるものになる



裁判員制度の実施により『裁判がより信頼できるものになる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は74.4%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は6.1%となっている。

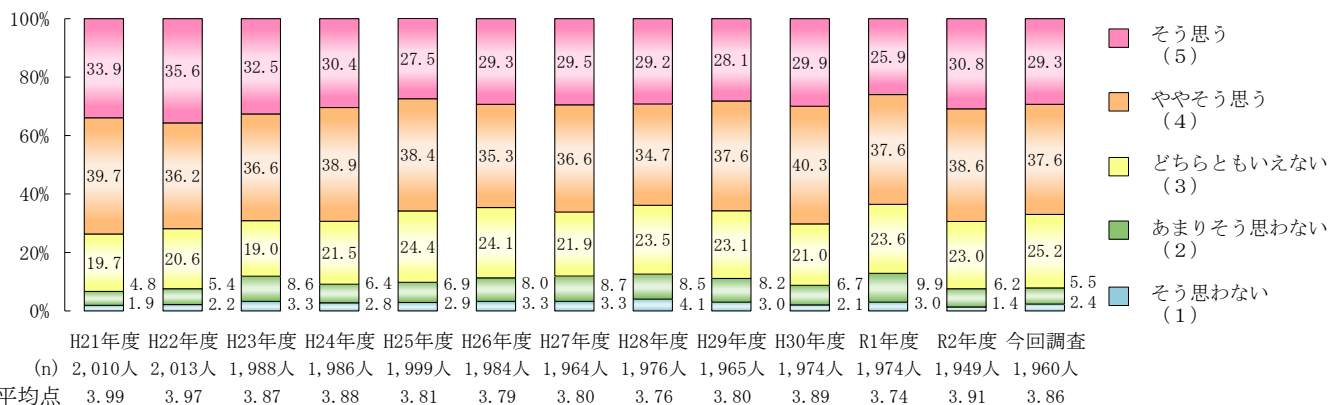


\*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、女性が高くなっている。年齢別では、60代が最も低くなっている。職業別では、お勤め（派遣社員）と学生が高くなっている。

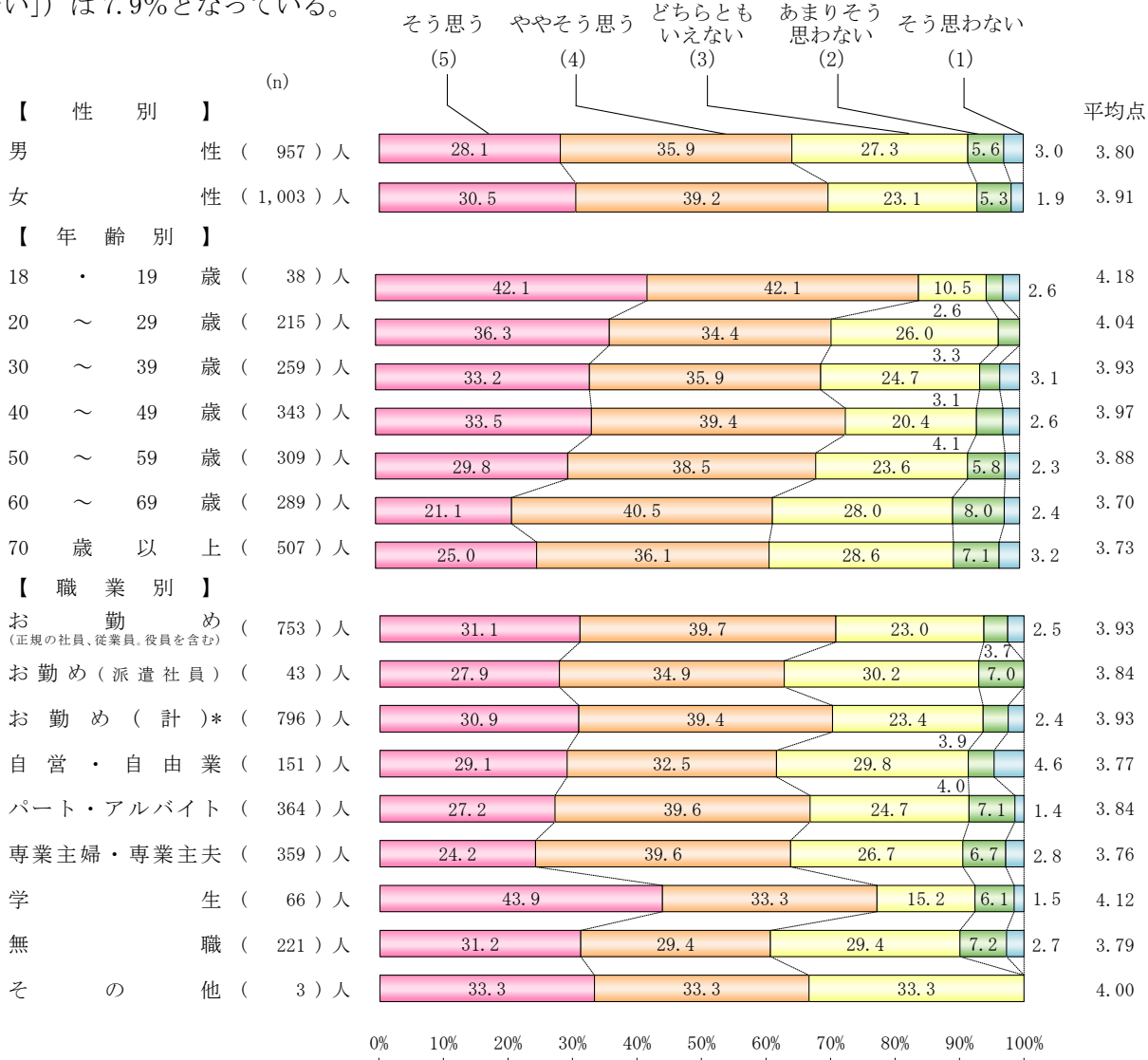


Q 7 (c) 裁判所や司法がより身近になる



\* 「裁判所や司法がより身近になる」は、令和2年度調査より「裁判所や司法が身近になる」から変更された。

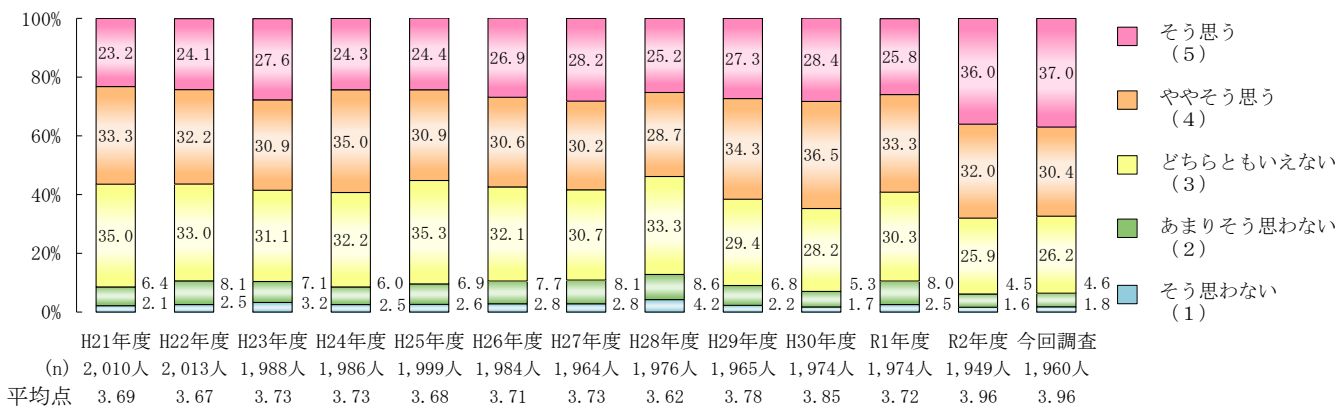
裁判員制度の実施により『裁判所や司法がより身近になる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は66.9%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は7.9%となっている。



\*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、女性が高くなっている。年齢別では、18・19歳が最も高くなっており、60代以上が低くなっている。職業別では、お勤め(正規社員、従業員、役員を含む)と学生が高くなっている。

Q 7 (d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになる



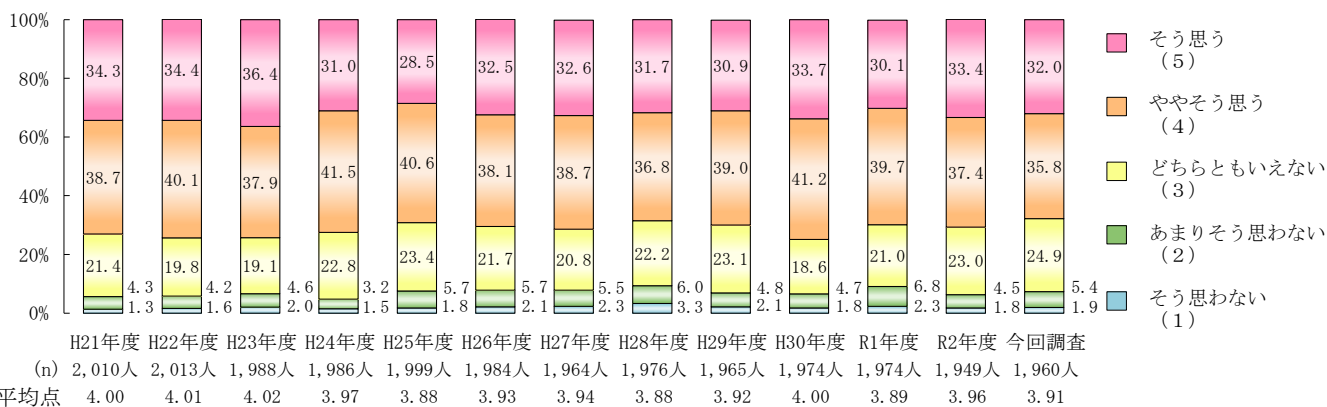
裁判員制度の実施により『裁判の結果（判断）がより納得できるものになる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は67.4%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は6.4%となっている。



\*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

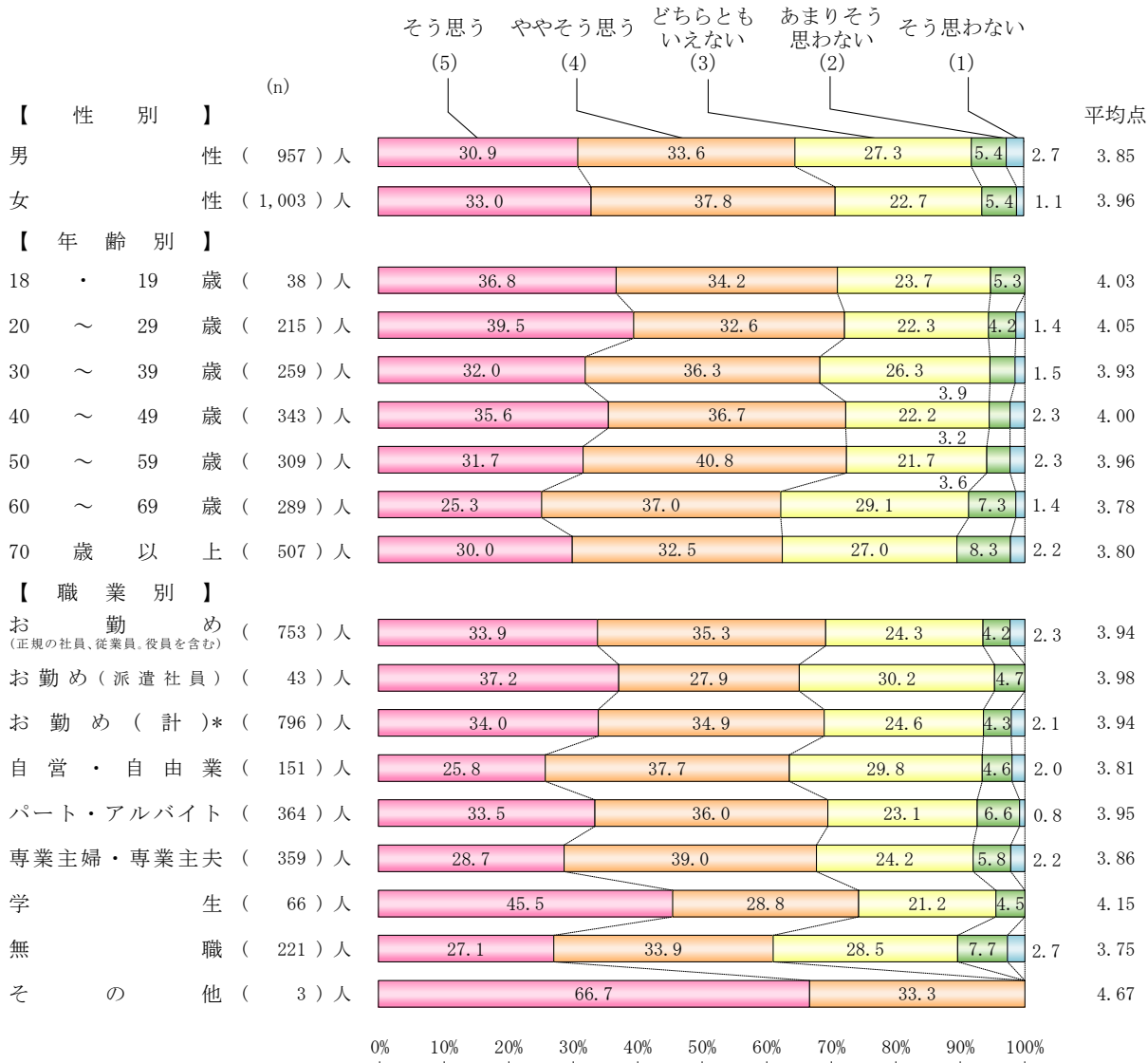
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、女性が高くなっている。年齢別では、18・19歳が最も高くなっており、60代以上が低くなっている。職業別では、お勤め (正規社員、従業員、役員を含む) と学生が高くなっており、無職が最も低くなっている。

Q 7 (e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚がより反映されやすくなる



\* 「裁判の結果（判断）に国民の感覚がより反映されやすくなる」は、令和2年度調査より「裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる」から変更された。

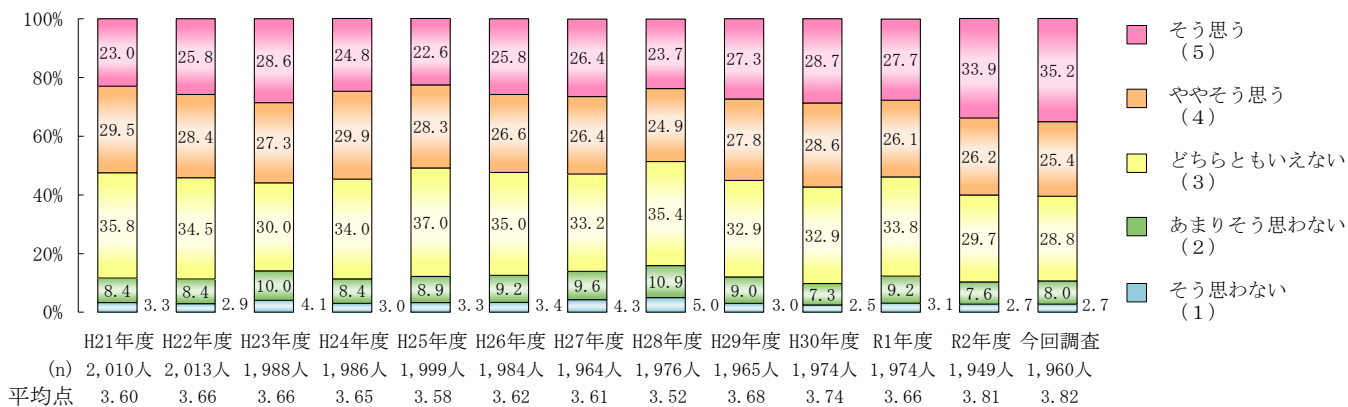
裁判員制度の実施により『裁判の結果（判断）に国民の感覚がより反映されやすくなる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は67.8%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は7.3%となっている。



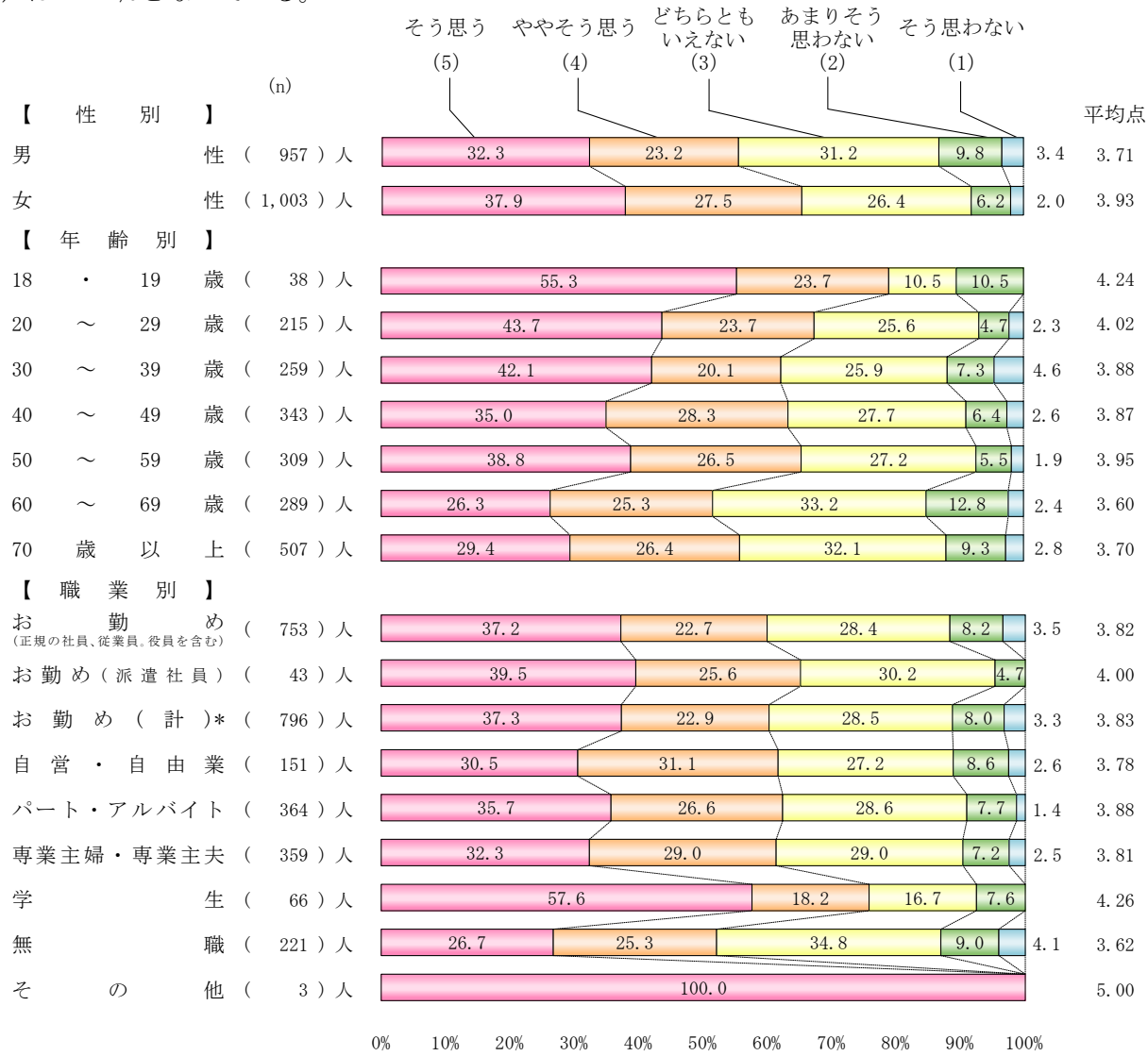
\*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、女性が高くなっている。年齢別では、60代以上が低くなっている。職業別では、無職が最も低くなっている。

### Q 7 (f) 事件の真相がより解明される



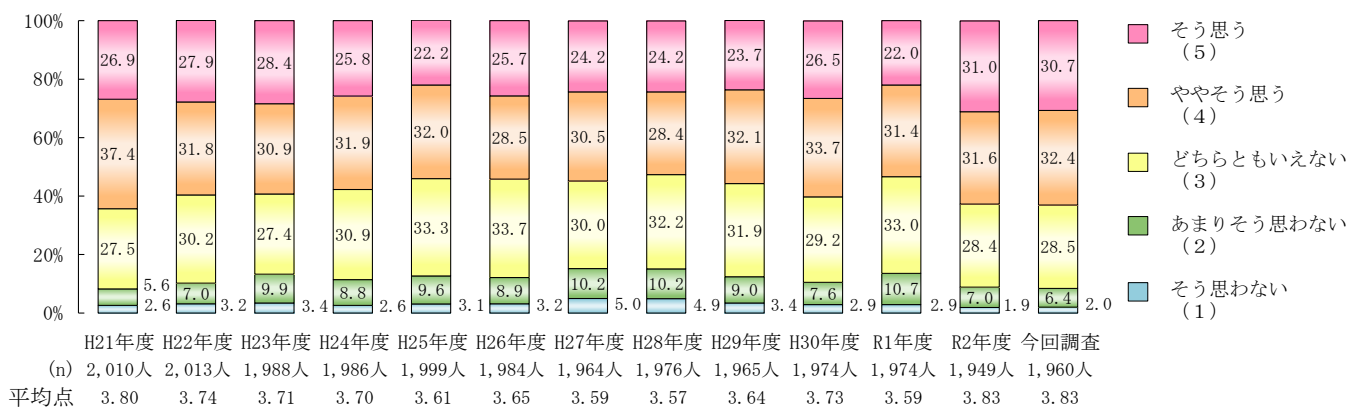
裁判員制度の実施により『事件の真相がより解明される』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は60.6%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は10.7%となっている。



\*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

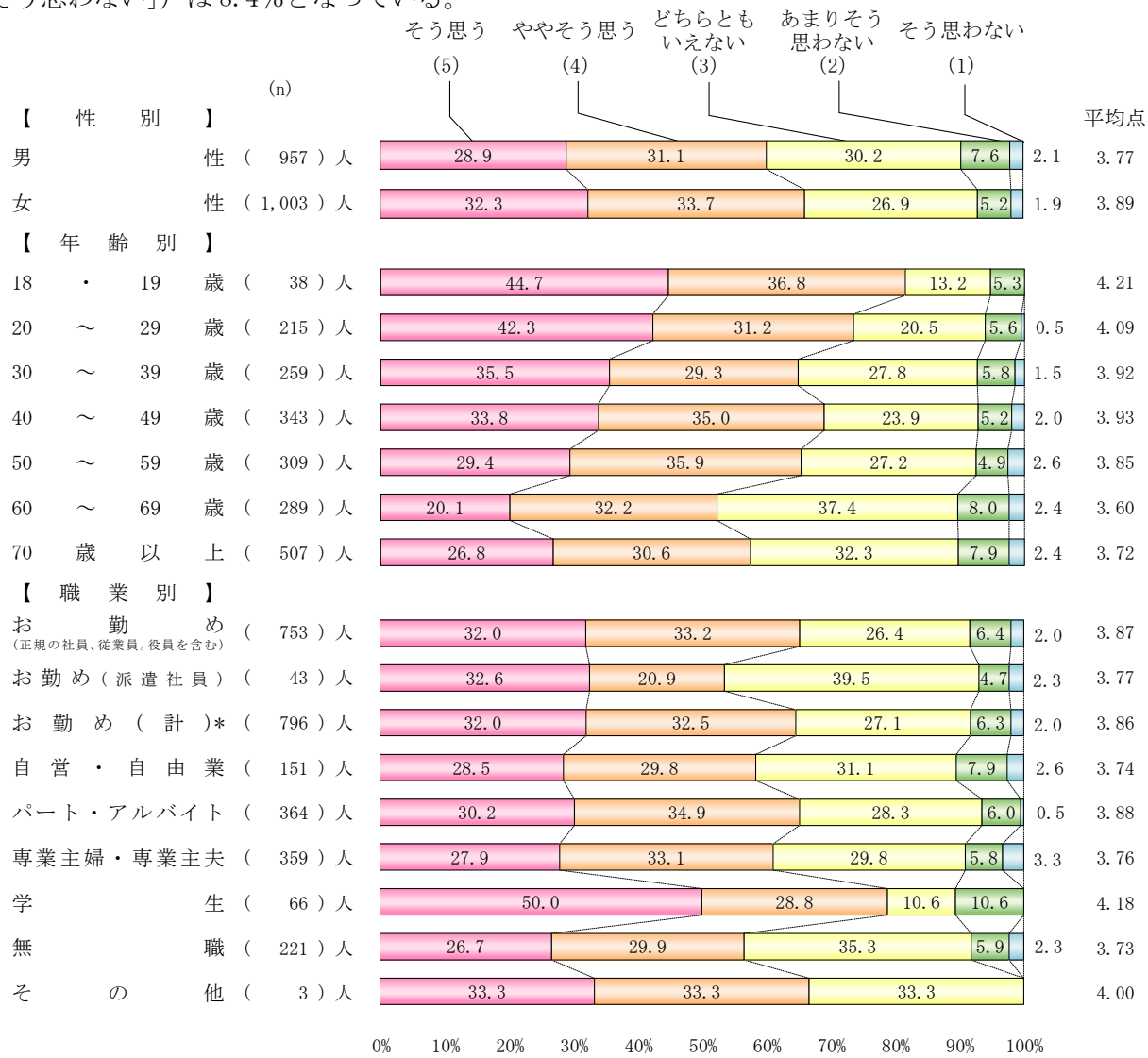
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、女性が高くなっている。年齢別では、20代以下が高くなっており、60代以上が低くなっている。職業別では、学生が最も高くなっており、無職が最も低くなっている。

Q 7 (g) 裁判の手續や内容がよりわかりやすくなる



\* 「裁判の手續や内容がよりわかりやすくなる」は、令和2年度調査より「裁判の手續や内容がわかりやすくなる」から変更された。

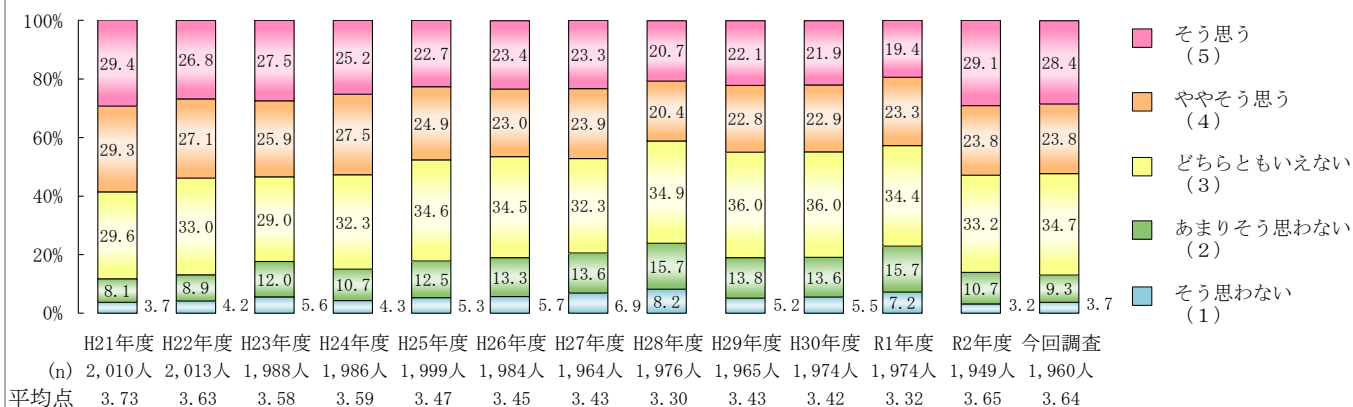
裁判員制度の実施により『裁判の手續や内容がよりわかりやすくなる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は63.1%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は8.4%となっている。



\*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

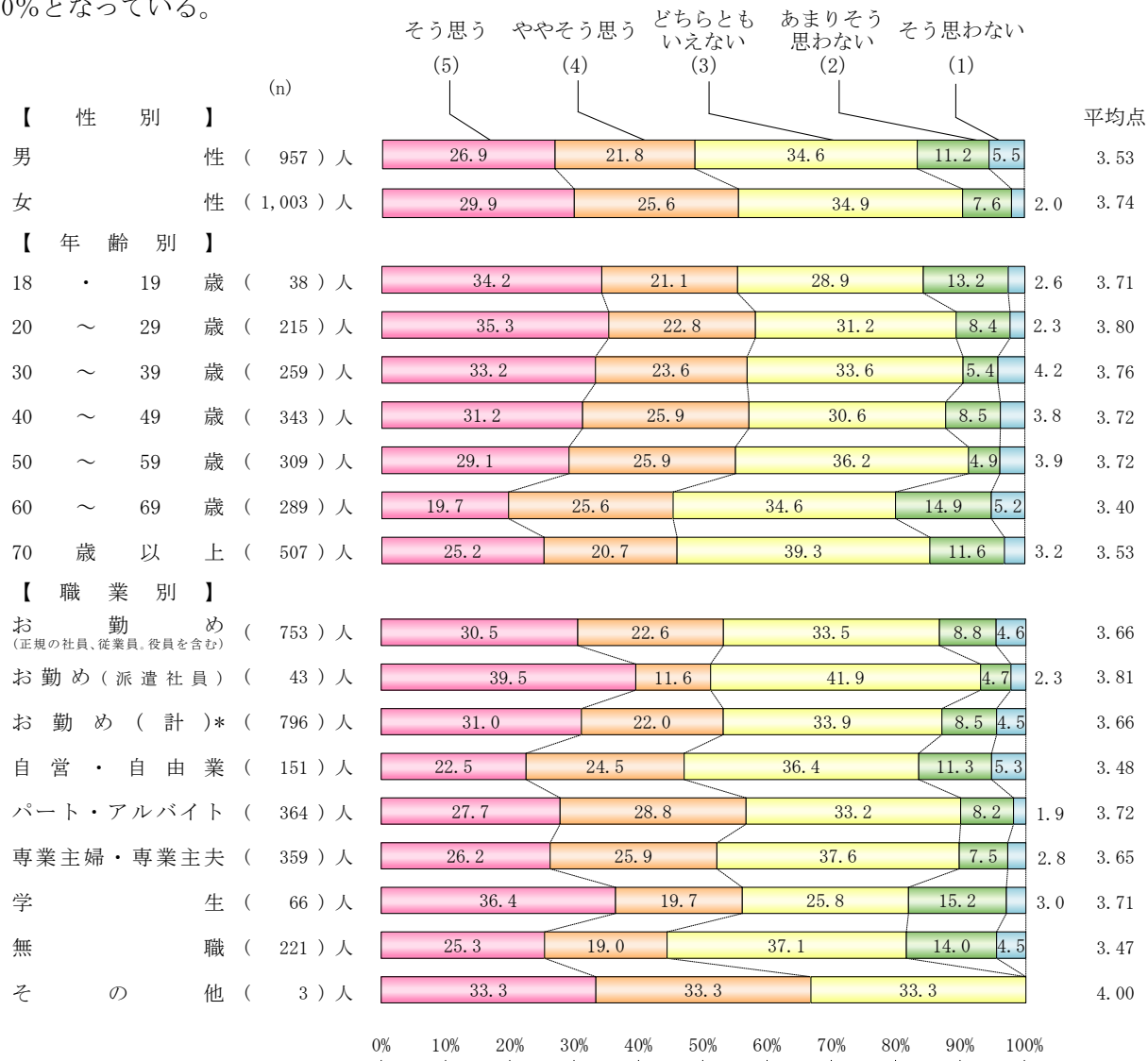
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、女性が高くなっている。年齢別では、20代以下が高くなっており、60代以上が低くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。

Q 7 (h) 裁判がより迅速になる



\* 「裁判がより迅速になる」は、令和2年度調査より「裁判が迅速になる」から変更された。

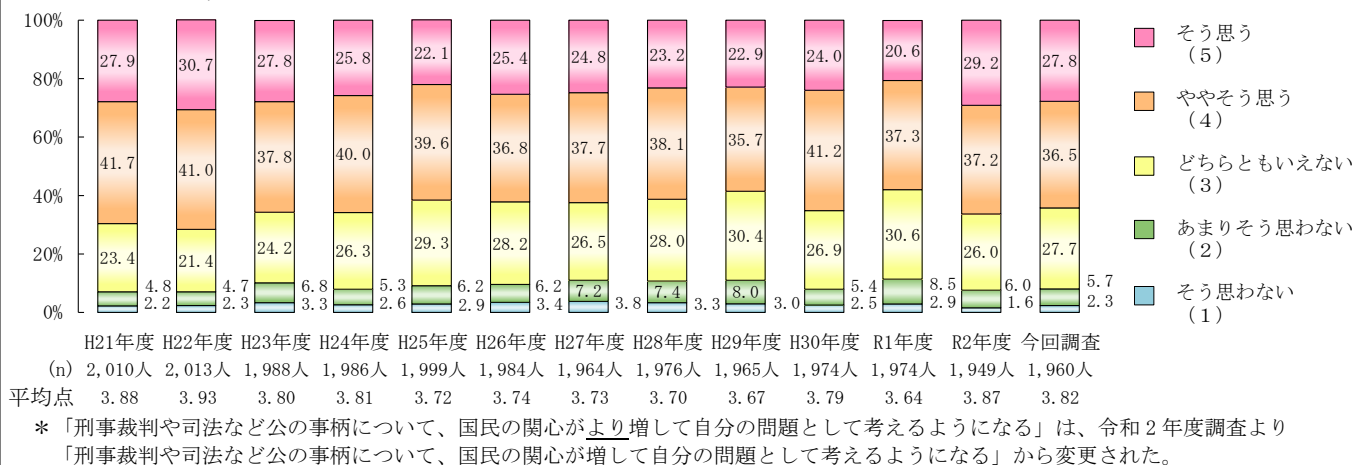
裁判員制度の実施により『裁判がより迅速になる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は52.2%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は13.0%となっている。



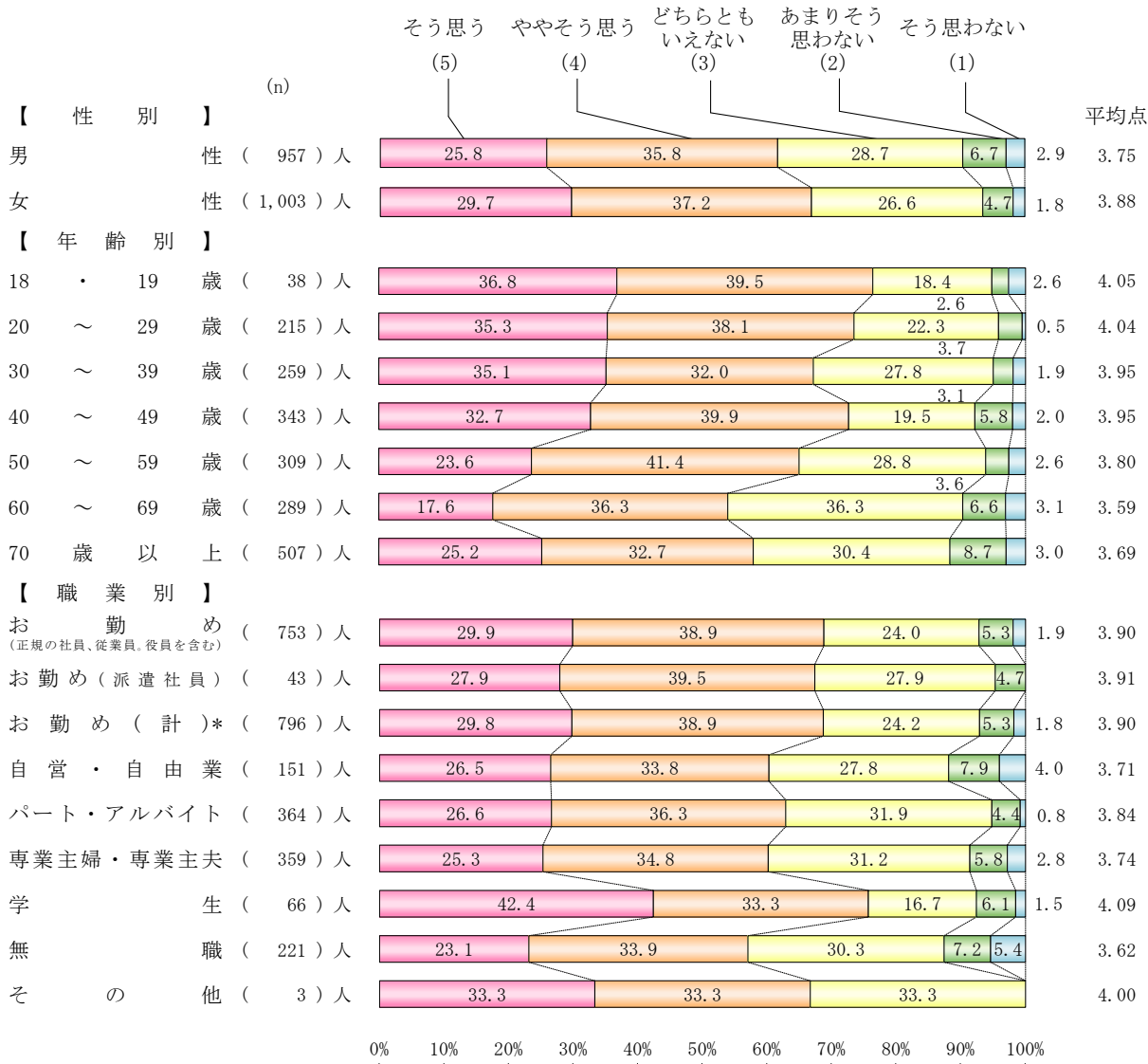
\*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、女性が高くなっている。年齢別では、60代以上が低くなっている。職業別では、無職が最も低くなっている。

Q 7 (i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心がより増して自分の問題として考えるようになる



裁判員制度の実施により『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心がより増して自分の問題として考えるようになる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は64.3%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は8.0%となっている。

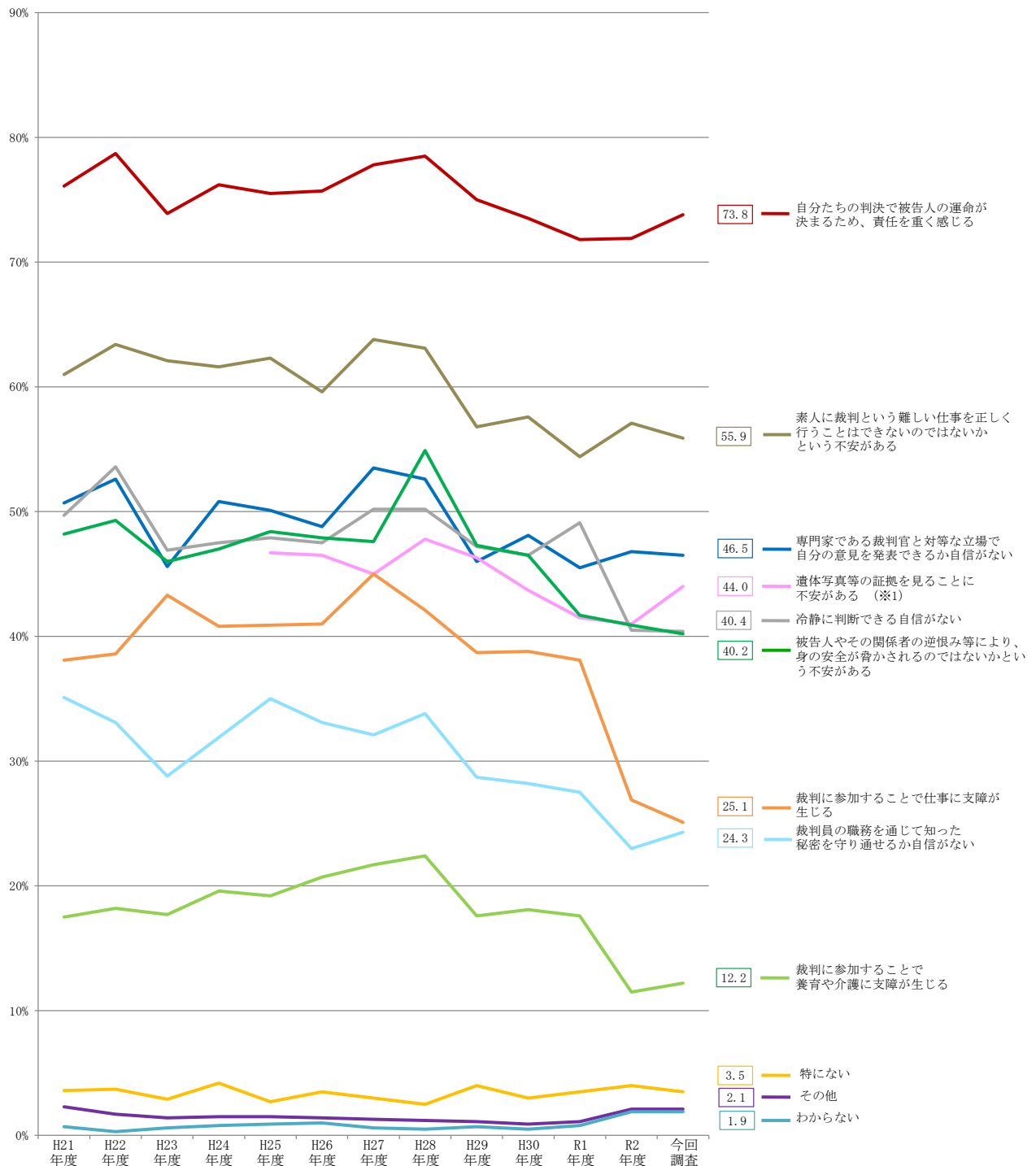


\*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、女性が高くなっている。年齢別では、60代以上が低くなっている。職業別では、学生が最も高くなっており、無職が最も低くなっている。

## 8 裁判員裁判に参加する場合の心配や支障となるもの

Q 8 Q 2 で裁判員裁判の実情について知っていることを伺いましたが、あなたが裁判員裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまるものを、次の中からすべてあげてください。(M. A)



- ※ 1 「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」は平成 25 年度より新設された選択肢のため、平成 21～24 年度調査時のデータは存在しない。
- ※ 2 質問文が、平成 21 年度～令和元年度は「あなたが刑事裁判に参加するとした場合」であったが、令和 2 年度調査より「あなたが裁判員裁判に参加するとした場合」に変更された。
- ※ 3 各折れ線横の数値は今回調査の数値。令和 2 年度調査以前の数値は次頁を参照。

(n=1,960 人、M. T. 368.1%)



裁判員裁判に参加するとした場合に心配や支障となるものとしては、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」が73.8%と最も高く、以下、「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある」(55.9%)、「専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない」(46.5%)、「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」(44.0%)、「冷静に判断できる自信がない」(40.4%)、「被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある」(40.2%)、「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」(25.1%)、「裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない」(24.3%)、「裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる」(12.2%)などとなっている。

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	今回 調査
該当数 (n)	2,010	2,013	1,988	1,986	1,999	1,984	1,964	1,976	1,965	1,974	1,974	1,949	1,960
自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる	76.1	78.7	73.9	76.2	75.5	75.7	77.8	78.5	75.0	73.5	71.8	71.9	73.8
素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある	61.0	63.4	62.1	61.6	62.3	59.6	63.8	63.1	56.8	57.6	54.4	57.1	55.9
専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない	50.7	52.6	45.6	50.8	50.1	48.8	53.5	52.6	46.0	48.1	45.5	46.8	46.5
遺体写真等の証拠を見ることに不安がある (※)					46.7	46.5	45.0	47.8	46.3	43.7	41.5	41.0	44.0
冷静に判断できる自信がない	49.7	53.6	46.9	47.5	47.9	47.5	50.2	50.2	47.2	46.5	49.1	40.5	40.4
被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある	48.2	49.3	46.0	47.0	48.4	47.9	47.6	54.9	47.3	46.5	41.7	40.9	40.2
裁判に参加することで仕事に支障が生じる	38.1	38.6	43.3	40.8	40.9	41.0	45.0	42.1	38.7	38.8	38.1	26.9	25.1
裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない	35.1	33.1	28.8	31.9	35.0	33.1	32.1	33.8	28.7	28.2	27.5	23.0	24.3
裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる	17.5	18.2	17.7	19.6	19.2	20.7	21.7	22.4	17.6	18.1	17.6	11.5	12.2
特になし	3.6	3.7	2.9	4.2	2.7	3.5	3.0	2.5	4.0	3.0	3.5	4.0	3.5
その他	2.3	1.7	1.4	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	0.9	1.1	2.1	2.1
わからない	0.7	0.3	0.6	0.8	0.9	1.0	0.6	0.5	0.7	0.5	0.8	1.9	1.9

※1 「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」は平成25年度より新設された選択肢のため、平成21～24年度調査時のデータは存在しない。

※2 質問文が、平成21年度～令和元年度は「あなたが刑事裁判に参加するとした場合」であったが、令和2年度調査より「あなたが裁判員裁判に参加するとした場合」に変更された。

	該当数 (n)	自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる	素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある	専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない	遺体写真等の証拠を見ることに不安がある	冷静に判断できる自信がない	被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかと不安がある	裁判に参加することで仕事に支障が生じる	裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない	裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる	特になし	その他	わからない	回答計
TOTAL	1,960	73.8	55.9	46.5	44.0	40.4	40.2	25.1	24.3	12.2	3.5	2.1	1.9	368.1
【性別】														
男	957	67.7	51.3	42.0	34.5	36.4	38.1	28.6	25.5	8.8	4.9	1.7	2.3	339.5
女	1,003	79.7	60.3	50.7	53.1	44.3	42.1	21.6	23.1	15.6	2.2	2.6	1.6	395.3
【年齢別】														
18・19歳	38	63.2	47.4	42.1	31.6	28.9	42.1	7.9	10.5	2.6	5.3	2.6	5.3	284.2
20～29歳	215	71.2	54.9	48.4	34.0	34.0	37.2	22.8	20.9	7.0	3.3	0.9	2.3	334.4
30～39歳	259	69.1	47.5	38.2	47.5	38.2	42.9	34.4	20.8	16.2	4.2	0.4	1.5	359.5
40～49歳	343	70.3	50.7	37.3	42.3	34.1	42.3	41.1	25.4	19.2	4.7	0.9	1.5	368.2
50～59歳	309	75.7	53.1	46.3	47.2	38.8	46.9	32.0	25.2	13.6	1.6	2.3	0.6	382.8
60～69歳	289	79.2	63.7	48.4	49.5	46.0	41.2	20.4	29.8	11.4	2.8	3.1	1.7	395.5
70歳以上	507	76.3	62.1	55.4	43.6	47.1	33.7	10.1	24.1	8.1	3.9	3.7	3.0	368.2
【職業別】														
お勤め(正規の社員等)*1	753	71.6	51.9	40.4	38.9	36.7	42.5	37.2	23.6	10.8	3.5	1.1	1.3	358.0
お勤め(派遣社員)	43	69.8	60.5	65.1	55.8	37.2	37.2	32.6	37.2	7.0	2.3	-	4.7	404.7
お勤め(計)*2	796	71.5	52.4	41.7	39.8	36.7	42.2	36.9	24.4	10.6	3.4	1.0	1.5	360.6
自営・自由業	151	70.2	60.9	43.0	45.0	39.7	40.4	37.1	24.5	12.6	2.6	4.0	2.0	380.1
パート・アルバイト	364	75.5	58.8	51.1	49.2	45.3	40.4	26.9	28.6	15.9	3.8	1.1	1.4	396.7
専業主婦・専業主夫	359	81.3	61.3	53.8	56.0	49.6	39.3	8.6	23.7	16.7	2.2	3.9	2.2	396.4
学生	66	57.6	45.5	39.4	27.3	27.3	37.9	10.6	13.6	3.0	3.0	3.0	4.5	268.2
無職	221	74.2	55.2	48.4	35.7	34.8	34.4	2.3	20.4	7.7	6.3	3.6	3.2	323.1
その他	3	100.0	33.3	66.7	33.3	66.7	33.3	-	66.7	-	-	-	-	400.0

\*1 「お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)」 \*2 お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

男女別では、上位6項目及び「裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる」は、いずれも女性が高くなっている。「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は、男性が高くなっている。

年齢別では、「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある」、「冷静に判断できる自信がない」は、いずれも60代以上が高くなっている。「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は、30代から50代が高くなっており、「裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる」は、30代と40代が高くなっている。

職業別では、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」、「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある」、「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」、「冷静に判断できる自信がない」、「裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる」は、いずれも専業主婦・専業主夫が最も高くなっている。「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は、お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)と自営・自由業が高くなっている。